

平成13年第2回北信広域連合議会定例会会議録

北信広域連合告示 第2号

平成13年10月29日(月) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

平成13年10月29日(月) 午前10時開議

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会期等の決定
- 6 議案第1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第2号 平成13年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 8 議案第3号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第4号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第5号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第6号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第7号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 議案第8号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第9号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 15 議案第10号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第11号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第12号 平成13年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第13号 平成12年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第14号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第15号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第16号 平成12年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第17号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第18号 平成12年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 24 議案第19号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第20号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第21号 平成12年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 27 議案第22号 平成12年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について
- 28 一般質問

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(23名)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1番 渡 邊 力 君 | 13番 内 田 克 己 君 |
| 2番 荻 原 勉 君 | 14番 宮 沢 高 好 君 |
| 3番 山 上 政 彦 君 | 15番 湯 沢 茂 佐 久 君 |
| 4番 丸 山 惣 平 君 | 16番 上 村 力 君 |
| 5番 佐 藤 秀 彦 君 | 17番 青 木 豊 一 君 |
| 6番 小 林 洋 之 君 | 18番 高 野 福 一 郎 君 |
| 7番 中 山 稿 一 君 | 19番 桜 沢 恒 友 君 |
| 8番 石 澤 雅 喜 君 | 20番 上 野 博 文 君 |
| 9番 藤 巻 泰 雄 君 | 21番 小 林 貫 一 君 |
| 10番 芋 川 武 一 君 | 22番 山 崎 治 茂 君 |
| 11番 滝 沢 忠 君 | 23番 湯 本 一 君 |
| 12番 山 田 吉 太 郎 君 | |

欠席議員 次のとおり(0名)

無し

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事 務 局 長 松 島 輝 男	保 険 福 祉 係 長 河 野 雅 男
事 務 局 次 長 補 佐 小 林 久 勝	主 査 湯 本 与 志 一

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長 綿 貫 隆 夫 君	幹 事 竹 節 義 孝 君
副広域連合長 小 山 邦 武 君	幹 事 芳 川 憲 夫 君
副広域連合長 中 山 茂 樹 君	幹 事 南 雲 一 徳 君
副広域連合長 柳 澤 萬 壽 雄 君	幹 事 宮 本 昭 雄 君

副広域連合長	高橋善造君	幹事	桑原富平君
副広域連合長	清野眞木生君	事務局次長	月岡保男君
副広域連合長	高橋彦芳君	望岳荘施設長	小林美弥子君
助役	村木照忠君	高社寮施設長	阿部東治郎君
収入役	佐藤善郎君	千曲荘施設長	松木隆一君
監査委員	岡本勝君	いで湯の里施設長	中山敏君
幹事	須原和彦君	菜の花苑施設長	丸山善雄君
幹事	石沢雄司君	ふるさと苑施設長	丸山正光君

(開議) (午前10時12分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開会

議長(山田吉太郎君) ただいまの報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

この際、日程に入る前に報告事項について申し上げます。

はじめに、議員 駒原克己君、佐藤富治郎君、黒鳥正人君から議員の辞職願いが提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、辞職の許可をいたしましたので報告いたします。

なお、ここで新しく広域連合議員になられた方々をご紹介します。

中山稿一君、湯沢茂佐久君、渡邊力君、上野博文君、佐藤秀彦君、高野福一郎君、桜沢恒友君、石澤雅喜君、以上であります。

これより、平成13年第2回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

2 仮議席の指定

議長(山田吉太郎君) 日程2、この際、議事の進行上、新しく議員になられました議員について、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

議長(山田吉太郎君) ここで、広域連合長から招集のあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長(綿貫隆夫君) 本日ここに、平成13年第2回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

先の台風11号及び台風15号につきましては、日本列島縦断が予想され、本地域におきましても農作物へ

の被害や出水など、災害発生が大いに心配されたところでありましたが、幸いにも直撃を免れ、大きな被害もなく経過いたしましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。

当地域で進められております大型事業のうち北陸新幹線の建設につきましては、昨年度から全区間で本格的に工事が進められており、既に着工しております飯山トンネル、高丘トンネル及び高社山トンネルに加えて、綱切橋の上流で千曲川を渡る「菜の花大橋」も近く工事に着手される運びとなりました。

今後は「新幹線飯山駅」を中心に据えた交通体系づくり、広域観光ルートの整備などに、関係市町村及び県関係者の連携のもと取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、当地域の経済情勢につきましては、長引く景気の低迷により、製造業において大幅な受注の減少が見られ、厳しさがさらに増している状況にあります。また、観光におきましても、飯山市内の2つのスキー場がこの冬から閉鎖されることとなり、雇用と地域経済への影響が懸念されております。

国がまとめた10月の月例経済報告でも、「景気は、さらに悪化している。」「先行きについては、米国における同時多発テロ事件の世界経済への影響など、懸念が強まっている。」と、非常に厳しい見通しが示されております。

さらに、国は、平成14年度予算の概算要求基準の中で、「思い切った縮減と重点的な配分を実現する。」としており、地方自治体を取り巻く環境はさらに一層厳しさを増すことが予想されます。

しかしながら、今年度から向こう10か年間の計画として策定した「新・北信地域ふるさと市町村圏計画」が目標といたしました「みんなの力で 共に伸びゆく ふるさと北信州」を目指して、7市町村が力を合わせて取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、北信広域連合の主要事業であります老人ホームの運営につきましては、今年4月にオープンいたしましたふるさと苑の運営につきましては、関係の皆さんのご協力によりまして、順調な滑り出しを見せております。

また、望岳荘の移転改築工事につきましても、このたび工事が完了し、来月から新しい施設で運営を開始する予定であります。新装なった望岳荘につきましても、いままで同様、皆様のご協力をお願いする次第であります。

平成12年度決算につきましては、広域連合としての初めての決算であり、また介護保険制度が施行されてから最初の決算となりましたが、各会計とも順調な決算をすることができました。

細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後とも健全財政の堅持に努め、北信地域の福祉増進に努めてまいり所存であります。

議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は 条例案1件、予算案11件、決算認定10件の計22件であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

3 議席の指定

議長（山田吉太郎君） 日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

(事務局長松島輝男君、議席番号並びに議員氏名を朗読する。)

5番、佐藤 秀彦 君 18番、高野福一郎 君
7番、中山 稿一 君 19番、桜沢 恒友 君
8番、石澤 雅喜 君 20番、上野 博文 君
15番、湯沢茂佐久 君

議長(山田吉太郎君) ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

4 会議録署名議員の指名

議長(山田吉太郎君) 日程4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

4番、丸山 惣平 君
5番、佐藤 秀彦 君

を指名いたします。

5 会期等の決定

平成13年第2回北信広域連合議会定例会運営日程(案)

会期：平成13年10月29日(月)～10月30日(火) 2日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
10月29日	月	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明、一般質問
30日	火	午前10時	本会議	議案質疑、討論、採決、閉会

議長(山田吉太郎君) 日程5、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配布いたしました、平成13年第2回北信広域連合議会定例会、運営日程(案)のとおり決めるにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長(山田吉太郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程(案)のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました例月出納検査及び決算審査の結果をお手元に配布いたしてありますのでご了承願います。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

6 議案第1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案

議長（山田吉太郎君） 日程6、議案第1号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本案は、施設の老朽化に伴い、平成12年度から移転改築工事を進めてまいりました特別養護老人ホーム望岳荘がこのほど完成し、11月から新しい施設に移転するため、施設の位置を変更するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

7 議案第2号 平成13年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）

8 議案第3号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）

9 議案第4号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）

10 議案第5号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）

11 議案第6号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）

12 議案第7号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）

13 議案第8号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）

14 議案第9号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）

15 議案第10号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）

16 議案第11号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）

17 議案第12号 平成13年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算（第1号）

議長（山田吉太郎君） 日程7、議案第2号、平成13年度一般会計補正予算（第1号）から、日程17、平成13年度公平委員会特別会計補正予算（第1号）までの11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第2号から議案第12号までの11件を、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号 平成13年度一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額112万6千円の追加で、補正後の予算総額は12億9,951万7千円となります。

歳入では、分担金及び負担金として、市町村分担金を3,052万3千円減額し、繰入金では、特別会計繰入金を1,500万円追加し、繰越金では、12年度決算に伴い11,667万3千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、民生費では、高社寮特別会計への繰出金に1,500万円を追加、公債費では、起債の借入利率が確定したことに伴い望岳荘及びふるさと苑の起債利子を1,385万円減額するものでございます。

次に、議案第3号 平成13年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）について申し

あげます。

本案は、補正額3,065万5千円の追加で、補正後の予算総額は4億3,486万2千円となります。

歳入では、12年度決算に伴い繰越金を3,049万5千円追加し、産休・療休等の代替職員の雇用に伴い県補助金を16万円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費におきまして、代替の嘱託員報酬を43万2千円追加、職員の人事異動に伴い給料等人件費を622万円追加、前年度過納となっていた負担金を返還するため、過誤納還付金を21万9千円追加し、施設管理費では、新施設への移転に伴い施設の管理経費を見直したことにより108万8千円追加し、施設生活費では、同じく822万2千円を追加し、さらに厨房機器の移転に伴い一時的に調理ができないこととなることから、副食を外注するため食事賄委託料として97万9千円を追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金に1,051万円追加するものでございます。

次に、議案第4号 平成13年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額4,873万1千円の追加で、補正後の予算総額は3億4,245万円となります。

歳入では、12年度決算に伴い繰越金を3,341万1千円追加し、産休・療休等の代替職員の雇用に伴い県補助金を32万円追加し、一般会計繰入金として新たに1,500万円を計上するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費におきまして、産休・療休等の代替にあたる嘱託員報酬を371万円追加し、施設管理費におきましては、電気設備の定期検査の結果、緊急に改修が必要となったため工事請負費を154万1千円追加し、併せて工事請負費等の入札差金等を減額し、諸支出金では、財政調整基金積立金に4,424万1千円追加するものでございます。

次に、議案第5号 平成13年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額382万7千円の追加で、補正後の予算総額は1億1,845万6千円となります。

歳入では、12年度決算に伴い繰越金を382万7千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設管理費におきまして、身体機能の低下した入所者の自立支援のため、居室のバリアフリー化工事費等に83万円を追加、電気設備の改修に伴う工事請負費に110万円を追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金に167万2千円を追加するものでございます。

次に、議案第6号 平成13年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額58万9千円の追加で、補正後の予算総額は2億8,709万5千円となります。

歳入では、分担金及び負担金のうち、一般利用者負担金につきましては、利用者の利用状況など収入額の精査を行い11,938万8千円を減額し、短期利用者負担金では、利用者数の増に伴い1967万1千円を追加し、12年度決算に伴い繰越金を994万9千円追加し、県支出金では代替職員雇用事業の補助金35万1千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、産休等の代替として嘱託員報酬及び臨時職員賃金を148万1千円追加、職員の人事異動に伴い給料等人件費を108万9千円追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金を170

万円減額するものでございます。

次に、議案第7号 平成13年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額1,122万1千円の追加で、補正後の予算総額は1億2,341万7千円となります。歳入では、寄附金を45万円追加し、12年度決算に伴い繰越金を1,061万9千円追加し、県支出金では代替職員雇用事業の補助金15万2千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、職員手当を69万円追加、産休・療休等の代替として臨時職員賃金45万1千円を追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金に1,000万円を追加するものでございます。

次に、議案第8号 平成13年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額3,193万4千円の追加で、補正後の予算総額は3億4,388万1千円となります。

歳入では、12年度決算に伴い繰越金を3,187万6千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設管理費では、利用者の事故防止のためパネルヒーターへの保護カバー取り付けのため、修繕料53万1千円を追加し、さらに、諸支出金では、財政調整基金積立金に3,140万円を追加するものでございます。

次に、議案第9号 平成13年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額1,946万6千円の追加で、補正後の予算総額は2億9,775万円となります。

歳入では、12年度決算に伴い繰越金を1,946万6千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、職員の人事異動に伴い給料等人件費を402万6千円追加し、決算剰余が生じたことから、平成10年度及び11年度に一般会計から繰入れた金額のうち1,500万円を繰出金で返還するものでございます。

次に、議案第10号 平成13年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額286万6千円の減額で、補正後の予算総額は2億4,416万8千円となります。

歳入では、分担金及び負担金のうち、一般利用者負担金につきましては、開所以来の利用率、及び、利用者の平均介護度が当初見込より低かったため511万6千円を減額し、短期利用者負担金では、利用者数の増に伴い1147万3千円を追加し、県支出金では代替職員雇用事業の補助金39万3千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、産休等の代替として嘱託員報酬を364万7千円追加、職員の人事異動に伴い給料等人件費を309万3千円減額し、施設利用者の減に伴い臨時職員賃金を387万5千円減額するものでございます。

次に、議案第11号 平成13年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額26万9千円の追加で、補正後の予算総額は1,073万4千円となります。

歳入では、12年度決算に伴い繰越金を26万9千円追加し、歳出では同額を予備費に追加するものでござ

います。

次に、議案第12号 平成13年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額6万7千円の追加で、補正後の予算総額は166万7千円となります。

歳入では、12年度決算に伴い繰越金を6万7千円追加し、歳出では同額を予備費に追加するものでございます。

以上、11議案につきまして一括してご説明申し上げました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

-
- 18 議案第13号 平成12年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 19 議案第14号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 20 議案第15号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 21 議案第16号 平成12年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 22 議案第17号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 23 議案第18号 平成12年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 24 議案第19号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 25 議案第20号 平成12年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 26 議案第21号 平成12年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 27 議案第22号 平成12年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長(山田吉太郎君) 日程18、議案第13号、平成12年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程27、議案第22号、平成12年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上10議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長(綿貫隆夫君) 議案第13号から議案第22号までの10件を一括してご説明申し上げます。

平成12年度北信広域連合各会計の決算につきましては、広域連合設立後初めての決算であり、解散した北信地域広域行政事務組合が平成12年3月31日をもって打ち切り決算とし、これを承継しておりますので、11年度会計の出納整理期間中の歳入歳出につきましても、平成12年度会計におきまして併せて執行しておりますのであらかじめご承知おきいただきたいと存じます。

なお、平成12年度の事業実績及び主要施策事業の成果につきましては、お手元にお配り申し上げてございます説明書をご覧くださいと思います。

はじめに、議案第13号 平成12年度一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額20億26万8千円に対し、歳入総額20億22万9,389円、歳出総額19億8,235万5,785円で、歳入歳出差引額1,787万3,604円の剰余でございます。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入では、市町村分担金が2億7,819万余円、国庫支出金が4億7,682万余円で、これはふるさと苑及び

望岳荘の整備に係る社会福祉施設整備費の負担金でございます。

県支出金は2億6,994万余円で、このうち社会福祉施設整備費補助金は2億2,189万余円でございます。

諸収入は5,879万余円で、このうち5,733万余円は解散した組合の決算剰余金でございます。

広域連合債は8億9,100万円で、ふるさと苑及び望岳荘の整備に係るものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

議会費が28万余円、総務費は7,390万余円でございます。このうち、ふるさと市町村圏計画の策定に係る経費は535万余円でございます。

民生費は17億1,220万余円で、このうち介護保険に関する経費が2,122万余円、老人ホーム管理用機器整備に1,043万余円、ふるさと苑及び望岳荘の施設整備費が16億6,119万余円でございます。

衛生費は6,955万余円で、休日・夜間の救急医療を行う病院に対する病院群輪番制病院運営事業補助金でございます。

公債費は1億2,639万余円で、平成12年度末の広域連合債の現在額は23億2,674万余円でございます。

次に、議案第14号 平成12年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額4億5,348万4千円に対し、歳入総額4億8,286万132円、歳出総額4億2,461万323円で、歳入歳出差引5,824万9,809円の剰余でございます。

歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金4億6,114万余円、決算剰余金1,829万余円でございます。

次に、歳出につきましては、入所者110人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費2億5,593万余円、施設管理費1,183万余円、施設生活費6,492万余円、保健衛生費274万余円でございます。また、財政調整基金に8,890万余円を積み立てております。

今年度は、入所者の環境整備等を図るため、適温配膳車の購入に175万余円、電動ベッドの購入に199万余円等設備の整備に努めてきております。

次に、議案第15号 平成12年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額3億826万5千円に対し、歳入総額3億2,419万449円、歳出総額2億8,616万9,892円で、歳入歳出差引3,802万557円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億9,446万余円、決算剰余金836万余円、一般会計繰入金1,930万円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、1億8,366万余円、施設管理費、1,049万余円、施設生活費、4,363万余円、保健衛生費、147万余円でございます。

本年度は、汚物処理装置等改修工事184万余円、適温配膳車購入226万余円等の設備整備に努めました。

次に、議案第16号 平成12年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額 1 億2,159万円に対し、歳入総額 1 億2,073万9,060円、歳出総額 1 億1,643万708円で、歳入歳出差引430万8,352円の剰余でございます。

歳入の主なものは、老人保護措置費 1 億1,494万余円、決算剰余金539万余円でございます。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でございまして、施設総務費8,196万余円、施設管理費370万余円、施設生活費2,965万余円、保健衛生費95万余円でございます。

設備整備では、処遇改善のため居室改修工事82万余円、渡り廊下暖房設備工事30万余円等を実施いたしました。

次に、議案第17号 平成12年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額 2 億6,176万円に対し、歳入総額 2 億7,224万7,383円、歳出総額 2 億4,211万1,055円で、歳入歳出差引3,013万6,328円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億5,402万余円、決算剰余金1,433万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所 6 床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費 1 億8,191万余円、施設管理費1,031万余円、施設生活費3,685万余円、保健衛生費942万余円でございます。

設備の整備では、居室へのエアコン設置工事147万円、適温配膳車の購入163万余円等を行っております。

次に、議案第18号 平成12年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額 1 億2,150万 3 千円に対し、歳入総額 1 億1,979万1,993円、歳出総額 1 億857万8,681円で、歳入歳出差引1,121万3,312円の剰余でございます。

歳入の主なものは、老人保護措置費 1 億1,184万余円、決算剰余金677万余円でございます。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、7,571万余円、施設管理費、503万余円、施設生活費、2,730万余円、保健衛生費、46万余円でございます。

次に、議案第19号 成12年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 2 億9,775万 9 千円に対し、歳入総額 3 億1,162万3,142円、歳出総額 2 億7,374万6,145円で、歳入歳出差引3,787万6,997円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億8,292万余円、決算剰余金2,410万余円でございます。

次に、歳出につきましては、入所者及び短期入所あわせて80人分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費 2 億1,208万余円、施設管理費765万余円、施設生活費4,206万余円、保健衛生費144万余円でございます。

本年度は、適温配膳車購入81万余円等の設備整備に努めました。

次に、議案第20号 平成12年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 2 億4,306万 4 千円に対し、歳入総額 2 億5,713万1,656円、歳出総額

2億3,370万1,113円で、歳入歳出差引2,343万543円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億4,491万余円、決算剰余金816万余円でございます。

次に、歳出につきましては、入所者及び短期入所あわせて70人分の処遇に係る費用でございます。施設総務費1億8,094万余円、施設管理費868万余円、施設生活費4,234万余円、保健衛生費114万余円でございます。

本年度は、食事用テーブル購入33万余円、適温配膳車購入77万余円等の設備整備に努めました。

次に、議案第21号 平成12年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額1,260万円に対し、歳入総額1,259万9,100円、歳出総額964万3,000円で歳入歳出差引295万6,100円の剰余でございます。

この会計は、ふるさと市町村圏基金10億円の運用益を活用した、地域振興整備事業に係るものでございます。

まず歳入につきましては、財産収入が777万余円で、これは基金利子でございます。

次に、歳出につきましては、広域市町村圏振興整備事業費が964万余円であります。

主な事業といたしましては、観光の里づくり事業として、広域的観光イベントを木島平村で開催、スポーツの里づくり事業として、山ノ内町と野沢温泉村でオリンピック等記念スポーツ大会を開催、文化の里づくり事業として、飯山市でふるさと文化祭等を開催し、また、ふれあいの里づくり事業として、広域広報紙「虹の仲間」を発行してまいりました。

次に、議案第22号 平成12年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額159万5千円に対し、歳入総額159万5,952円、歳出総額117万8,814円で歳入歳出差引41万7,138円の剰余でございます。

歳入の主なものは、市町村及び構成組合の分担金71万余円でございます。

歳出は、総務管理費の117万余円でございます。

以上、10件につきまして、一括ご説明申しあげましたが、特別養護老人ホームにおきましては、介護保険施設への移行に伴い、施設利用負担金の中に新たに減価償却費相当額が算入され、施設におきましてはこれを積み立てて後年度の負担に備えることとなりました。

このため、各施設会計におきましては、財政状況を見ながら計画的に財政調整基金に積み立てることといたしましたので、ご理解をお願いいたします。

なお、各施設ごとの財政調整基金の会計年度末現在高につきましては、決算書の222ページをご覧くださいと存じます。

次に、監査委員による決算の審査結果につきましては、お手元に申しあげてございます「平成12年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査結果について」のとおりでございますが、審査意見を十分生かし、今後の財政運営の適正化に努めてまいり所存でございます。よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

議長（山田吉太郎君） ここで10分間の休憩をいたします。
 （休憩） （午前10時54分）

（再開） （午前11時06分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

28 一般質問

平成13年第2回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	田中県政1年と諸施策について	17	青木 豊一君	広域連合長
	介護保険に伴う諸施策の充実について			
	狂牛病対策について			
	心身障害児施策の拡充・強化について			
2	介護、看護職員の定数の見直しと必要な職員増について	4	丸山 惣平君	広域連合長
	職員の待遇改善について			
	ごみ処理の広域化計画への対応について、消防の広域化に関する事務への対応について			
	施設、在宅、介護サービスの効率的な運営についての調査研究について			

議長（山田吉太郎君） 日程28、これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、田中県政1年と諸施策について、介護保険に伴う諸施策の充実について、狂牛病対策について、心身障害児施策の拡充・強化について、17番、青木豊一君。

（17番 青木豊一君登壇）

17番（青木豊一君） 青木でございます。通告しておきました関係地域住民の切実な要望につきまして4点を順次お伺いします。

最初に、田中県政1年と諸施策についてであります。わが党は田中県政の野党であります。同時に県政に当たっては、県民の利益になることは良い、県民に犠牲を強いることは悪いと、是々非々主義の立場を貫いています。この見地から田中県政の1年を振り返ると、「脱ダム」宣言にもとづく総合的治水対策、三公共事業中心から福祉や暮らし生活密着型への切り替え、パブリック・サーヴァントの姿勢など評価できると考えます。同時に様々な問題点もあり、わが党はその都度指摘し改善を求めました。田中知事の政治

姿勢や施策に対する考えをお伺いします。

2点は、少子高齢化や子どもの心身とも健やかな成長は21世紀全体の大きな課題です。知事はこうした点を考慮し、乳幼児医療費無料化及び福祉医療費の窓口無料化と拡大、少人数学級実現など知事も積極的に取り組む姿勢と伺います。連合管内市町村長としても自らこういう施策に積極的に取り組み、県の具体化を歓迎すべきではないか。なおその間、管内医療機関の協力を得て、福祉医療の一時立て替え払いの請求を医療機関窓口で実施するよう具体化を求めたいと思います。

3点は、マスコミ報道などで、「知事降ろし」とも言える報道がありますが、強行されれば主権者の意思を議会の多数の力で覆すこととなります。こうした行動は憤むべきと考えますが、見解をお伺いします。

2つ目は、狂牛病対策についてです。政府の無責任な施策で、日本中の生産者や加工販売者はもとより、国民全体が大きな不安と打撃を受けております。

1点、狂牛病による管内の生産、加工販売業者などへの影響及び老人ホームなど公共施設での対応。また安全・防止対策及び今後の対応についてどう進められるか。

2点、既存の肉骨粉はもちろん、今後骨など残さが肉骨粉として焼却・廃棄処分される計画ですが、管内の公共施設で対応できるのかどうか、対応できない場合の処分及び安全処理対策をどうするか。

3点、国に対する県の「対策強化の提言」を、県と一体となって強力に進めるべきでないかと思ひます。また、管内市町村としてどのように対応されるのか。

次に、介護保険に伴う諸施策の充実についてであります。多くの不安のもとに開始された介護保険制度は、予想通り政府のうたい文句とは裏腹に、管内でも支給限度基準額に対する利用割合は、栄村の71パーセントを除けば、30%台という低い状況です。

1点、この実態をどう考え、対応されるか。

2点、本年度から実施した低所得者負担軽減拡充措置が在宅者の場合ほとんど該当者がありません。実態に合うよう改善するお考えはないか。

3点、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの冷房を施設に設置完了年度のお考えについてであります。

4点、高社寮の建替計画及び玄関ドアについてであります。質問を通告すると同時にこの改善が図られましたので、そのことだけ申しあげておきたいと思ひます。

心身障害児施策の拡充・強化についてですが、教育基本法は全ての国民に教育機会均等を保障しております。しかし、障害者の置かれている現状は、大変厳しいものがあります。また、高等部卒業後も健常者よりもはるかに厳しい就職難に置かれ、改善が強く求められます。

以上に立って、1点、飯山養護学校の在学児増の要因と今後の見通し、過密解決のための分校化を図るお考えはないか。

2点、県内の養護学校の教職員は定数標準法から大きく遅れています。この点では飯山養護学校も同様です。適正配置による学校教育環境の充実を図るよう県に改善を求めるお考えはどうか。

3点、来年度からの学校週休2日制になり、健常者とともに特に心身障害児の対応が遅れ、緊急な対応が求められます。これまで管内では、タイムケアなどショート事業中心でありました。しかし今父母など

関係者から求められているのは、学校完全週休2日制や及び長期休業などに集団で過ごせる通所施設の設置であります。しかも知的障害者であり小学部から高等部までの児童・生徒が利用できる施設であります。この具体化をぜひ求めたい。また、それがされるまでの間、諏訪広域連合管内で実施しているように、タイムケア事業の年間100時間の補助対象を拡大することを求めたいと思います。

4点、心身障害者の社会参加と生活支援対策強化は特別重要です。特に高等部を卒業した以降の就職活動です。養護学校任せではなく、自らの住民の一人として真剣な対応を求めたい。また、自立の促進のためにもグループホームへの家賃補助制度の実施を具体化すること、また県にも同様な助成を求めることについてお考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 青木豊一議員のご質問に逐次お答えをいたします。先ず、田中県政1年と諸施策についてに関するご質問ですが、田中知事が「行政とは、県民益を生み出すサービス機関。一部の人々のためではなく、県民全体の真の豊かさのために存在する。長野県をみんなで変えよう。」と訴えて初当選してから、1年が過ぎました。

田中知事は、情報公開を進め、広く県民が参加する自由闊達な長野県政を推進しようと、「車座集会」、「ようこそ知事室へ」、「どこでも知事室～ぐるっと信州～」などを開催し、県民と会い、県政に対する意見・要望を直接聴いて、これを県政に生かそうと取り組んでおります。

また、懸案となっている公共事業につきましては、知事が自ら現地視察するなど、県民と接点を広げる試みを展開してきたことは、評価できると思います。

現在県では、県政の改革を確実に実現することを目的とした「県政改革ビジョン」の策定に向けて、広く県民に意見募集を行い検討を進めているところでございます。地方自治体の長として、この「県政改革ビジョン」の策定、さらには実現に向けた取り組みについて、注目しているところでございます。

次に、乳幼児医療費無料拡大及び福祉医療費の窓口無料化拡大等につきましてのご質問ですが、県の補助事業であります福祉医療制度は、老人、乳幼児、重度心身障害者、母子・父子家庭の福祉の増進を目的として導入され、市町村は、それぞれの判断により県の補助範囲を拡大したり、現物給付化を進めてまいりました。

介護保険制度の導入、医療保険制度の見直しなど、医療を取りまく環境が大きく変化し、また県及び市町村の財政状況もかつてない厳しい状況であることから、県と市町村が共同で「福祉医療制度のあり方検討委員会」を設置し、受給者の範囲、給付方法、自己負担のあり方などを総合的・抜本的に検討することとしておりますので、検討結果に注目しております。

福祉医療の諸手続きを病院窓口で受け付ける申請事務の簡素化については、関係医療機関の理解が必要であります。

小・中学校の少人数学級につきましては、保護者及び教師から実現を求める意見が強いことは承知しております。県教育委員会では、今年度から、グループ別学習、チーム・ティーチングなどを導入しまして、少人数による学習集団づくりを進めており、市町村でも実情に応じて独自に教員を配置しております。な

お、県教育委員会では、平成17年までには小学2年生以上で導入する考えであると聞いております。

次に3番目の、マスコミなどで、「知事降ろし」とも言える言動があるという事に関するご質問ですが、知事に直接届いた声などを基に、トップダウンで事業の見直しを打ち出すなど、こうした手法について、県議会、関係市町村、県職員などとの溝が深まっているとマスコミで報道されております。

知事は、先に行われた就任1年の記者会見で、「この1年は種まきの期間。2年目に目に見える形で改革の方向が出てくる。」と述べております。

県及び県内各市町村の財政状況は、現在、非常に厳しい状況に置かれており、また、県内の経済活動も深刻な状況となっております。

県の第2次中期総合計画には、社会基盤の整備として、主なものでは北陸新幹線の開通に向けた駅周辺市街地の再開発、アクセス道路の整備、国道117号替佐静間バイパスの整備、県道中野飯山線のバイパス整備、広域基幹林道栄線の整備などがあげられております。広域連合では、この県の計画と連携を取りながら、昨年度ふるさと市町村圏計画を策定し、市町村とともに圏域の一体的発展に向けて取り組んでおります。

北信地域は、他地域に比べて特にインフラ整備が遅れており、県と市町村が一体となった取り組みが不可欠であり、知事の力に期待をしております。

次に、介護保険に伴う諸施策の充実についてということで、在宅要介護者の利用限度額に対する利用状況が低い問題についてどう対応するかという質問についてですが、平成12年度における、北信広域管内の年間の延要介護認定者数は32,373人となっており、そのうち在宅系サービスの年間延利用件数は、訪問通所サービスが27,419件、短期入所サービス2,079件、居宅療養管理指導等のその他のサービスが22,328件となっております。

県がまとめた介護保険制度の現状と課題の中でも、在宅サービスの利用が計画より低くなっており、特にホームヘルプサービスは、ヘルパーを自宅に入れることに抵抗感があること、また、サービスを使わず、家族等の介護による自助努力に固執されることもあるため、今後は介護サービスに対する理解を深めていただくよう、県も市町村とともに周知にも力を入れたいとしております。

国の低所得者負担軽減対策の拡充を図る考えにつきましては、低所得者の利用者負担軽減対策についての、当広域連合内施設の平成12年度の実績は、特養及びショートあわせて、利用者17人に対して、総額574,042円負担軽減を実施しました。

国では利用者負担額減免措置事業の対象者の範囲拡大について推進を図っており、現在、対象者の範囲等の管内統一要件について、市町村介護保険担当課において検討中でございます。広域連合としても、統一基準に従って、組織市町村と協議のうえ減免措置事業を実施したいと考えております。

特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの冷房全施設完成計画年度はいつかということですが、平成13年8月末現在の特別養護老人ホーム6施設の冷暖房設備の整備状況は居室合計数140室に対して91室が整備済で、整備率が65%となっております。望岳荘については、改築工事に伴い、全39室完備となることから、11月以降の整備状況は157室に対して、125室が整備済で、80パーセントの整備率となり、菜の花苑、ふるさと苑とあわせ3施設が全室完備となります。また、養護老人ホームについては、全居室数75室が未

整備となっており、静養室など一部の整備のみとなっております。今後の整備については、入所者の状態等を考慮し、計画的に整備を図りたいと考えております。

高社寮の建替計画及び休日の職員体制についてであります。老人ホーム高社寮については、昭和56年開設で20年が経過しており、施設の維持及び環境整備を図るため、必要な修繕及び備品の整備等はおこなっておりますが、建替え計画につきましては、現在具体的なものはございません。

休日の職員体制につきましては、現在施設定員により差はありますが、通常、介護員が7名から10名、看護婦が2名から3名、調理員が2名から4名の体制で行っており、事務職員等は休日となるが直接処遇職員については、平日と同様の勤務体制となっております。

狂牛病対策に関するご質問ですが、先ず1として、狂牛病による管内の影響及び老人ホームなど公共施設での対応。生産者及び販売・消費者への財政的影響及び安全・防止対策を具体的にどう進めているか、今後の方針は、ということでございますが、日本で初の牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病が千葉県で発生したことによりまして、住民の食肉消費に関する不安感や、畜産業、食肉卸売、小売業者や飲食店などの経営上の問題など、全国的に広がっております。

圏域内の牛の飼養農家及び飼養頭数の状況は、平成12年農業センサス（平成12年2月1日現在）によりますと、肉用牛については37戸で1,026頭、乳用牛については30戸で約1,000頭となっております。現在、圏域内で飼養された牛で牛海綿状脳症に感染した事例はございません。

農林水産省では、英国の試験結果によると牛海綿状脳症は、脳、脊髄、眼、及び回腸遠位部、これは小腸の最後の部分ですが、以外の部分からの感染は認めておりません。したがって、これらの部位を含まない食肉や牛乳・乳製品は、WHOの基準でも危険部位として除外すべき対象とされておらず食べても安全としております。

北信広域連合で運営している施設では、従前から牛肉の使用はわずかであり、牛乳については従前どおり使用をしております。なお、10月18日に厚生労働大臣、農林水産大臣から「安全宣言」があったことから、今後牛肉についても慎重を期しながら使用したいと考えております。

それから2番目の肉骨粉など焼却・廃棄処分方法の対応はどうかということでございますが、県では10月9日に「長野県牛海綿状脳症対策本部」が設置されまして、23日に開催された県内の廃棄物担当者会議で、処理については当分の間、牛の「特定危険部位」及び確認検査で「陽性とされた、と体」につきましては、4箇所の県家畜保健衛生所で焼却処理する方針としました。

それから3番目の、国に対する県の「対策強化の提言」を、県と一体となって強力に進める考えは、また、管内市町村としての対応はどうかということでございますが、県は24日、国に対して再発防止策としての感染経路及び原因等の早期究明、陽性牛に対する見舞金制度の創設と手当金の充実、畜産農家、卸・小売業者等に対する必要な支援措置の拡充、と畜場に対する経営安定に必要な財政支援措置、消費者等に対する正確でわかりやすい情報の迅速な提供など12項目の提言書を提出したところであります。圏域内におきましては北信地方事務所で関係者による対応策の協議を行うと聞いております。

次に、心身障害児施策の拡充・強化についてのご質問でございますが、先ず、飯山養護学校の在学児増の要因と今後の見通し、及び解決策に分校化を図るべきではとのことですが、飯山養護学校にお聞きいた

しましたところ、近年、高等部の生徒数が増加してきているということでございます。これは地域の皆さんの知的障害者に対する意識と関心の高まりが反映されている結果だと受け止められております。

社会の少子化のなかで、今後高等部への入学希望者が今のように増加していくかどうかは養護学校としても、予測がつかないということであります。分校設置の要望については、学校では聞いていないということであります。

次に、飯山養護学校の教職員の適正配置による施策の充実についてですが、飯山養護学校には児童・生徒数に見合った職員が適正配置され、日々教育に励まれていると理解しております。学校設置者の県においては、今後も引き続いて養護学校の充実を図っていくものと理解しております。

次に、来年度からの週休2日制及び長期休業などにおける就学者が学べる施設の設置、及びタイムケアの時間の拡充など、在宅施策を拡充すべきであるがどうかという件でありますが、文部科学省では、児童生徒の教育、育成に当たっては学校、地域、家庭がそれぞれ役割分担をする中で、その成長を図っていくこととしております。児童生徒の健全育成のため、多くの皆さんの関心が寄せられ、対応されるのを期待をしたいと思います。

心身障害者の社会参加と生活支援対策強化、及びグループホームへの家賃補助実施を図り、県にも求める考えはという件でありますが、知的障害者が利用するグループホームは、現在、広域管内には高水福祉会が運営する施設が4施設あり、12月には1施設が追加設置されると聞いております。この施設の運営に当たっては、住所地の福祉事務所から施設設置者に対して措置費が交付されております。施設利用者は、厚生労働省の「知的障害者地域生活援助事業実施要綱」によって、家賃、光熱水費、共通経費について負担することが決められております。施設利用者は、障害年金を受給しており、本人が負担すべきものとされているこれらの経費を充分支払えると聞いております。以上でございます。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君、再質問ありますか。

17番（青木豊一君）（自席で着席したままで）ありますけど、例えば題目で言えば、タイムケアの時間の延長だとか、肉骨粉についての管内の処理施設の関係、十分不十分さはあっても、最低この2つは全くお答えがなかったわけで、補足をどなたかお願いいたします。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） より突っ込んだ細かい回答をしなくて大変申し訳ありませんが、どの辺まで調べてお伝えするのが良いのか戸惑ったのでありまして、詳しいほどよろしいのですが、この広域連合の事業ではないものですから、各市町村の幹事会では徹底した報告がなされていると思うんで、ここでどのような方向で議してもらおうのかちょっと分からないものですから、答えが充分準備されておりません。大変申し訳ございません。

（「はい」と言う声あり。）

議長（山田吉太郎君） はい、青木豊一君。

17番（青木豊一君） それでは、今のお答えに沿って、時間の範囲内でお伺いをしたいと思うんですけども、私が狂牛病その他についてお伺いをしているのは、広域管内の正副連合長が当然答弁に当たっては充分な調査と研究のもとにお答えいただけると、それはやはり広域の計画の観点から見て地域住民の福祉、

健康については計画でも具体化されているわけですから、そういった観点から質問をしているわけです。そういうことでお答えの方もお願いしたいし、そういう形で単なる事務局の答弁書で答弁をされるというなら、いったいなんのための広域の議会なのか、そこは土台がもう崩れてしまう。そういう点で、何点が指摘して質問したいと思います。

一つは、少子高齢化に対する乳幼児医療費の問題、あるいは福祉医療費の問題ですが、特にこの管内は高齢化率が県内でも高い地域になっているんですね。それだけにこの地域をいかに活性化し、何よりも21世紀というこの長期の展望に立った場合、ここをいかにして克服するかという問題は、重要な課題となっています。だからこそ、県、地域としても積極的にこの乳幼児医療費の窓口無料化の問題を具体化されてきているわけですし、さらに福祉医療費の問題まで踏み込もうとしているわけです。ですから、先ほどのお答えでは、県と市町村が一体となって検討することを注目しているということなんですが、むしろそのところを北信広域連合として積極的に推進を図って行くとそのことを抜きにして、少子高齢化を克服というのは私にはありえないと思うんですよ。だから連合長は、中野市議会では乳幼児医療費の窓口無料化については結構だという報告をされているわけですよ。ここんところはやはり連合長だけではなくてやはり、連合のそれぞれの関係自治体が一体となって県当局に対してどういう姿勢で当たるかどうか、ここを私は求めているんです。改めてこの点についてお考えをお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、管内の医療機関の協力を得て、医療機関での窓口いわゆる手続きの簡素化、申請を市役所だとか役場へ行かなくてもかかった病院に申請書があればそこでできるわけです。そういうことをやはり、幸いそれぞれの首長さんがおいでですからここでそういう方向で、負担の軽減を図って行くという、みんな障害者であったり、お子さんをお持ちであったり、お年寄りであったりするわけですから、これを否定する必要はないわけです。この点についてよく御相談いただいて、もちろん関係医療機関に協力を得ることは当然のことですが、お答えをいただきたいと思います。

それから、いわゆる「知事降ろし」の問題についてであります。先ほど管内の諸施策をする上で知事の力に期待することは大だとおっしゃるわけですから、当然こうした方向に組み込まれないと思うんですけど、やはり住民の主権者である意思を尊重し、知事が住民サイドに立って積極的に進める施策、またその姿勢を正しく評価し、必要な支援をする、同時に、問題のあることについては適切に批判をし、提案を求めるという方向を進めていただきたいと思います。

二つ目は狂牛病対策についてであります。先ほどもお答えがりましたが、最新の資料では乳牛と肉用牛を合わせると41戸、2,443頭が管内においでになる。製造業者は311戸、11業者、これだけの人たちがこの政府のいわゆる不適切な対応によって今重大な影響を与えているわけです。同時に、消費者もあるわけですよ。ですからこの問題について、北信地方事務所任せでなく、しかも栄村では非常に多くの人たちが乳用牛をやっておられるわけです。ですからこういう生産者の人たちの生活権を生産者と一体となって守っていくという、こういう点で積極的な対応をお願いしたいというふうに思うわけです。率直に申し上げまして、消費者の不安は非常に根強いものがあります。ですから生産者の中からも、いわゆる肉骨粉については全て廃棄処分したり、焼却処分をきちんとやるということを痛切な問題として言うておられるわけですけど、これをしていく上で、管内には施設として大きなものは中野市と飯山市にあるわけです。

けど、中野市にある北衛の施設は肉骨粉の焼却は不可能だということは明確なわけです。一方、飯山市のものが800度で充分対応できるのかどうか。もう一つは、目玉などの危険部位を今は県外で処理されていると思うんですけど、中野の屠殺場は、やはり消費者は目に見えるところで処理をしているというふうにして、地域の牛は安全なんだという措置をとるべきだと思います。この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

それからですね、農林水産省はチェックをしているんですけどもね、製造業者に肉骨粉を製造しているかいないかということなんですが、金曜日の時点で報告されたものでは、保健所ではないと言っているんですが、お伺いすると、ある地域の酪農業者に全農から乳牛用の飼料は肉骨粉は入っていないけども、子牛用には肉骨粉は入っていると。それは廃棄処分するから使うなど。こういう文書が来ているというんですね。そういうふうに、まだまだ消費者からすると目に見えないところでそういう動きがあるんですね。そういうことを含めてしっかり公開をしていただきたいことが一つ。

もう一つは、率直に言ってお子さんたちの好きなカレーだとかなんかの材料にビーフエキスが使用されているわけですね。ビーフエキスが一番いけないという所から取っているわけですよ。私も確認のためにある商店を見て、販売店にあるのを確認してますよ。こういうものが公共施設で使えないということと、同時にそういうものが販売店からなくなっていくということがされないと、この安全性というものは問われると思うんです。しかしこれは非常に多額の金がかかりますから、この責任は全て国にあるわけですから、こういう点で国における財政支援を、県が言っているような12の問題点を含めて、ぜひ積極的に連合長としてもそういう点について強く要求をしていただきたいというふうに思います。

それから介護保険についてであります。状況は在宅の場合には先ほども言いましたように、栄村を除くと山ノ内が38、利用限度額に対する実際の利用率がですね、12年度末におけるものですがね、木島平が34、飯山市が32、野沢温泉が30.8というふうにして、中野市の30.2が一番低くて30パーセントを若干越えているというその程度にいるわけです。ですからここをいかにして目的に沿うように進めて行くかという点で先ほど検討についてお約束されたわけですけども、利用者の負担軽減について今年度から具体化されたわけですけど、施設については先ほどご説明があったわけですが、在宅の人たちでいうと、対象になって実際に適用された人は山ノ内町の1人だけです。管内に他にだれもおいでにならない。そういうふうな現状から見ると、やはりこの拡大についても実態に合うような拡大を具体化していただきたいというふうに思います。

それから冷房の問題についてですが、これは全くこの前の議案質疑の答弁と変わらないんですが、これでは何のために私たちが議案質疑をしたり、あるいはまた一般質問を行うかと。結局皆さんは2月に問題を提起されて以後、半年以上経過してもこの問題についての突っ込んだ議論をやっていないということなんです。例えば高社寮についてはどうかというと、特養は3、4年でやりたいということですよ。養護は全くなしだと。現実には財政調整基金が特養と養護を含めると1億3,193万余円、起債ゼロです。結局利用者に対する適切な対応がない結果として、こうした財政調整基金が特段多くなってきている訳ですよ。そういうことを含めて、高社寮だけでなく、整備計画をきちっと決めて、そして新しく作られたところは無条件に入る、古いところはなかなか入らない。これではおかしいわけですから、その点で具体化を

ひお願いしたいというふうに思います。

時間の関係で次に進みます。飯山養護学校の問題についてですけども、要望がないからというお答えでありますけども、問題はどうかということ、心身障害児は基本的には多くの首長さんの中の住民の蚊帳の外に置かれているのが現状なんです。飯山養護学校が設立当時49人、約50人。今が84人です。プレハブの小さな建物を一つ造っただけで、特別教室を利用して勉学をさせられているわけですよ。この現状があるにもかかわらず、要望がないからいいんだという話しになれば、いくら説明したって、ものが言わなかったらいいってことになるじゃないですか。充分自分の意思が主張できないからこそ、行政がその児童・父母に代わって施策を行うのが行政の本来の姿勢じゃないですか。改めてこの点についてお伺いしたいと思います。先ほどもお答えがあったように、小学部、中学部は基本的にはそう変わらないんですが、高等部が多いんです。なぜ多くなるかということ、中学の時には特殊学級においてになる生徒が高等部に入学されるんですよ。そこで中学の時にはいろいろ体育もされていたわけですから、この方が高等部へ行った、ところが充分体育をする庭もない、部屋もない、ということになったら、単なる収容施設と変わらなくなってしまいます。ですから私は、平屋でなければならぬという状況もありますし、中野と山ノ内から行っている生徒もおりますし、中野から33人、山ノ内から15人、須坂・小布施等から8人、合わせて56人、全体の66パーセントが中野、山ノ内、須坂、小布施方面なんですよ。ですから私は充分分校化について、それぞれのお子さんが地域で生活権あるいは学習する、そういう状況を作ることが可能だと思うんです。その点について改めてお考えをお伺いしたいと思います。なお、生徒の問題についても、いわゆる標準法に基づくものであれば長野県下で1,536人、実際には12年度には1,384人です。ところが県は、県議会でもそのことをお聞きしたんですが、これをやろうとしないんです。標準法なんだからそれぞれの地域でいいんだと、これが前の教育委員長の考えなんです。こういうところに養護学校という障害者に対してあまりにも県政の光が弱すぎたと思うんです。だから一番元の首長や連合がこの声をやはりあげるべきだと思うんです。改めてお考えをお伺いしたいと思います。

それから、施設の問題についてであります。これも既に諏訪広域圏内では学童保育をされているんですが、しかし実際には学童保育をされていても、小学校の低学年という規制があってだめなんです。ところが週休5日制に伴って、飯山養護学校の小学部でアンケートをとられましたが、どういう声が聞こえてくるかということ、いわゆる家庭以外に居場所がないといっても過言でない。普通なら大きくなると親の負担は軽くなるが、障害児の場合大きくなるにつれ親と一緒に遊べる場所が狭くなる。男の子の場合プールに母親と一緒に入ることができなくなる。というふうな問題があります。週休5日制になれば仕事を休んで面倒を見ることになり困ってしまうという意見もありますし、現状では支援センターが学校にとって親にとってより所です、もっとセンターを利用したくても年間100時間、これはタイムケアです、多いようでも夏休み、春休みで大半の時間を使いっぱいです。もっと時間を多くなることや、利用枠が余っている人の時間を困っている人に回して欲しい。という切実な声が聞かれているわけですね。ですからこの障害児をいかにこの学校週休5日制に、長期休業を含めて、安全で一人の人間として成長できるそういう土壌をこの北信広域圏からぜひ作っていただきたい。この件について改めてお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

議長（山田吉太郎君） この際、昼食のため休憩をいたします。
（休憩） （午前 11時58分）

（再開） （午後 1時02分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。
（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 青木豊一議員の再質問にお答えをいたします。まず、最初の現在の田中県政についてのご質問であります、これはあれ以上私の個人の意見を述べてもしょうがないものですから、ここまでとさせていただきます。

乳幼児の窓口無料化の問題でございますが、病院窓口のご協力をいただくことによって利用者の利便性が増すわけでございますが、しかしこれも広域がやることではございません、各市町村において協議をされているところもございますが、それらの対応には期待をしていきたいと思っております。県の方でもこれについては市町村の方にだけ任せているという問題では財源の方でも、医療費の面でも大変になりますので、考えて欲しいとこちらの方からも申し入れていこうとやっております。

それから、肉骨粉の問題についてであります、これは県内に肉骨粉を作る化製場、これは県内にはございません。10月23日に開催された県の会議では、肉骨粉が県内に搬入される可能性は極めて低いとのことあります。

老人ホームへの冷房計画の問題でございますが、これは平成13年度におきまして計画的に設置するようにこれまでやってまいりました。今後も順次整備をしていく予定であります。平成13年度には、高社寮に5室、千曲荘には2室、いで湯の里には6室整備をいたしました。これから逐次進めるつもりであります。

実際には、お年寄りの身体の状況でございますので、冷房をされるのが苦手だと申される方もおられるようです。それぞれの個室において冷房を欲しいという人といらぬという人があるようですから、現場で細かい実情を踏まえながら的確に対応して行きたいと考えております。

養護学校につきましては、これは養護学校の分校設置、タイムケアの問題につきましては、それぞれ市町村ごとにお考えをいただき、必要なときにはまた幹事会を開く等いろいろなことがあろうと思っておりますが、連合の方から取り上げて進んで行くという段階ではないと思っております。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。再質問ありますか。

17番（青木豊一君） 一つ基本的な問題についてお伺いしたいと思うんですが、医療費の問題を含めまして、タイムケアの問題でありますけども、連合議会でありまた連合はですね、全ての首長が構成者になっているわけですね。確かに乳幼児医療費個々にすると市町村ごとになることは充分承知しているわけです。例えば、医療機関に要請する場合には、中野、山ノ内は一つの医療機関、中高医師会、飯水は飯水とこうなるわけです。だから、少なくとも首長が全部集まって、いいことならばこうしてやろうと、そうし

て実際これが実現できるか否かは各市町村ができる場合もできない場合もあると思うんですね。基本的に連合としてどういう方向で進めるかということに対して、一切政策的な方向、具体化の方向というのはここでは決められなくなってしまおうと、連合の議会というのはどういう形で住民に責任を負っていくのか、これでは議会として議論しても具体化できなくなってしまおうではないですか。何のために首長が集まって、さっきの問題じゃないけれども、首長が全部集まらないから2日間にしてしまおうと、それほど首長があればこういう問題提起されたことについて首長が集まって、これはできるかできないかと具体化して連合長が答弁するのでなかったら具体的な住民要求をどうやってこの連合が地域の住民の福祉をやっていくか、この方針というのはとれなくなってしまうんですよ。そんな連合では議会はあるというけども、体をなさなくなってしまうではないですか。私はですから、そういう首長が集まっているからこそ、全体でも個々でも大いにやるとともに、全体として政策的な方向としてそういう方向に進んで行くと、こういうことを連合の議会の中でも連合長を通じて是非について明確な方向を出さなかったら、私はやはり連合議会としての存在がなくなってしまうわけですから、そういう点で私はもっとこうした問題について具体的な答弁を求めたいというふうに思うんです。

それから、肉骨粉の問題についてですが、今お話しのように処理施設がないということですが、生産者からは実際に肉骨粉を処理する施設を、この管内でいえば中野の北信屠殺場ですか、そこに併設する形で、目に見える所で処理をきちんとして欲しいと、そうでなかったら、例えば堆肥の中に入れていったとか、最終処分場に処分されると、こういうようなことにもなりかねないわけですから、・・・

議長（山田吉太郎君） 青木議員、時間となりました。

17番（青木豊一君） ・・・そういう点について明確にさせていただきたいと思います。以上です。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 青木議員の再質問についてお答えいたしますが、これは議会でも充分議していただかなければいけない連合のあり方という問題があるかと思いますが、まず各市町村はそれぞれ独立の自治体としてそれぞれの政策を持って運営に当たっているわけでございまして、その中で連合という形をとったのは、この連合として共通でやれる問題は全部連合でやっていこうという考えまで一足飛びではなかなか難しいと思います。実情からしまして。従いまして、今の福祉施設の問題とか、あるいはまた今後目的として今掲げられているいろんな共通施設の問題だとかはとりあえず連合で議していくことがよろしかろうと思いますが、その他あらゆる問題についてこの連合というところが執行していくということは、かなり、あたかも合併した姿に近い運営の仕方になろうかと思いますが、まだまだ一部事務組合から連合に変わったわけですから、当面、力を出して濃度を濃くやっていくべき連合としての事業、これを深く手抜かりのないように議していただければよろしいかというふうに私は思っております。従いまして、いろいろ今日質問されている問題の中にも、本来ならば深く深く考えていかなければいけない問題ではありますが、それぞれの市町村によってもご事情も違いまししょうし、いちいち全部で統一した意見を出して議会の方にかけていくわけにもいかないだろうと思いますので、私は、私個人の意見しか申しあげられない、中野市長としてしか申しあげられないこともどうしても出てきてしまうと思います。従いまし

て、特養とか老人ホームの問題は本当にこれからは民間企業に近い運営が出されて行くような方向でございますので、これらの問題も十分にその経営に当たってはしっかりした方針を出し、議会の方からもいろんなご提案をいただきまして、運営をしっかりとやりたいとこのように考えておりますので、まずそこからしっかりと行って行きたいと思っています。狂牛病の問題につきましても、今広域的には、もっと広い広域ではありますが、食肉センターがございます。そこでのいろいろな対応についても考えなければいけないわけで、これはそれぞれの市町村を含めたり幹事会なり、そういうところで検討を今やっておりますけども、北信地方事務所と力を合わせてやっておりますけども、これをまた連合の議会で再度いろいろ議論していただくことについては今のところ手が回らないのではないかなと、また重ねてやらないでそれぞれ今検討しているところが進めて行くことで仕方がないのではないかと思います。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君関係の質問は終結いたします。

次に進みます。

順位2番、看護、介護職員の定数の見直しと必要な職員増について、職員の待遇改善について、ごみ処理の広域化計画への対応について、消防の広域化に関する事務への対応について、施設、在宅、介護サービスの効率的な運営についての調査研究について、4番、丸山惣平君。

（4番 丸山惣平君登壇）

4番（丸山惣平君） それでは発言を許されましたので、通告に基づき連合長に質問したいと思います。

最初に、去る9月11日に起きたアメリカでの大規模なテロ事件について、9月12日付けで地方6団体がテロ根絶、被害者救出活動への協力の共同声明を出されました。このことに心から敬意を表したいと思います。今回のテロについて、大規模なこのテロ事件というのは絶対に許すことのできない犯罪行為であります。世界の平和と安全のために、テロは根絶しなければなりません。しかし今日、アメリカのアフガンへの軍事攻撃は、テロの問題解決に有効でないばかりか、テロと関係のない多くの人々を犠牲にし、世界に新たな戦争と巨大な被害をもたらすものでしかありません。報復が報復を呼ぶことを懸念し、今日アメリカをはじめ世界各国で自制ある対応を求める声が日増しに強まっております。今世界が一致してやるべきことは、法に基づく裁きであります。国連が中心になり、国連憲章と国際法に基づいてテロの容疑者と支援者を裁き、厳正に処罰するため協力して努力を尽くすべきところであります。ところが日本政府はアメリカの報復戦争に参加するため、自衛隊派兵の新法を自民党、公明党、保守党の与党3党で今日にも強行しようとしています。憲法第9条を踏みにじる自衛隊の海外派兵は絶対に反対すべきだと思います。この点を強く要望し一般質問に入りたいと思います。

今回、質問は去る2月定例議会の一般質問及び議案質疑で答弁をされたことをもとに、基本点を継続してさらに政策的にも発展させるという見地より質問いたしますが、簡明にして率直な、住民にも理解できる連合長の答弁を心からお願いいたします。

第1点は、介護、看護職員の夜勤の定数の見直しと必要な職員増についてであります。連合の6つの施設入所者の現状とその介護にあっている職員の実態については、去る2月の議会で詳しく申しあげてきました。特に夜勤の職員、介護職員と看護職員ですが、この定数は、平成12年4月1日から介護保険制度の発足を前にして出された平成12年2月10日付け厚生省通達で、入所者3人に1人の職員数と定められて

いるが、看護婦は夜勤のローテーションから除かなければならない実態を無視した現状について質問したところ、看護職員を除いた職員でローテーションを組んだ予算措置であることを認めました。そして連合長は、その改善のために鋭意努力するとの答弁をされましたが、その後どう国へ働きかけをしたのか。また夜勤は臨時・パートを除き正規職員のみでローテーションを組むことになっていますけども、嘱託職員の増員などで対応できないのかその後どう鋭意努力されてきたのかどうか答弁を求めたいと思います。

2点目は、職員の待遇改善についてであります。一つは職員の年休の取得状況について、施設ごとに明らかにしてほしいと思います。二つは連合の臨時の賃金、パートの時間給、嘱託職員の月額報酬等について、特に臨時、パート、嘱託各職員数についても併せて報告を求めたいと思います。

3点として、ごみ処理の広域化計画への対応と、消防の広域化に関する事務への対応についてであります。2月議会で私は、広域圏のごみ処理は圏域一本化ではなく複数施設を存置するよう、また県主導でなく議会・住民参加による総合的なごみ処理計画を策定するよう提起し、これに対し連合長から、当面は岳南、岳北でそれぞれ施設を設置し処理を行いたい。そしてさらに、片肺飛行より複数でやった方がいざというとき助け合いで安全であることもまた考慮すべきであると思います、そして同時に、広域化計画の見直しにあたっては、議会を始めごみ処理広域化推進協の皆さんのご意見をお聞きして策定することとしたいと思っています、そして最後に、何としても住民の皆さんもこれに参画して自分たちの問題としてご意見を頂戴する上において初めて具体的な見解ができると思い、ここは充分留意して進めて行きたいと考えています、とこのように明確に答弁をされています。

そこで私は、一つは北信広域圏一般廃棄物処理計画の見直しのための検討が進められているのかどうか、二つはごみ処理広域化推進協議会と議会への対応についてどのような対応になっているのか、三つは計画に見直しに向けて住民参画についてどう検討されているのか、以上の3点についてどう検討されているのか、今後の進め方、日程などについて答弁を求めたいと思います。

次に3点目の2としまして、消防の広域化に関する事務への対応について、私は2月議会で圏内2つの消防署、岳南と岳北が、現状で統合しなくても地域住民に充分メリットがあると申しあげました。それは5点ほど申しあげたんですが、一つは両方に消防署があるということは、火災が発生した場合、現場に迅速に消防車が出動でき、救急救命士、救急車も同じであります。さらに2つとして、大規模災害に対しても、県下全消防が相互応援協定を結ばれているので心配はない。3つは水難、山岳遭難事故への対応は、各町村にあるそれぞれ山岳救助隊が出動するので充分である。4点目は千曲川水難事故には既にボートのほか救助艇が2艘用意されている。5点目は、特にこれが問題でありますけども、はしご車より、高層建築への対応は高層建築内における消火栓の充実と予防査察の強化、これが非常に重要である。と同時に、はしご車を購入しても豪雪地帯の運行は極めて困難で、特に今日各市町村の財政力から見ても、1台あたり15人の消防職員を配置しなければならないということについて、詳しく申しあげました。

これに対し連合長は、答弁の中で「消防については私もただ今の議員の意見、おっしゃるとおりの面があるかと思いますが、従いまして現在検討中ではありますが、様々なご意見を頂戴いたしまして検討を深めて行きたいと考えております。」とこのように答弁されております。そこでお尋ねしたいのは、検討を深めて行きたいとの答弁でありましたが、その後どう検討されてきたかについてお尋ねしたいと思います。

次に4点目、県下の社会福祉施設、この一覧表が県で発表されてます、平成13年4月1日現在、この県の調査資料によりますと、県下にある特別養護老人ホーム施設は104あります。この内公立の特養施設が45、そしてこの公立の45ある特養のうちデイサービスを併設している特養が19です。この19あるデイサービスを併設している特養でそこでデイサービスを運営しているのが12施設あります。従って19から12引くと7つで、あとの施設は社協などが運営しているのが7施設です。当連合での高社寮、千曲荘はそのうちの2施設に入っています。そこで地域の高齢者福祉という見地からも窓口を一本化していく、また特養、ショート、デイサービスの施設の一体的・効率的な運営という点から、当面私は千曲荘に併設の北部デイサービスの定員は現在30名であります。入浴は千曲荘の浴槽を借用する。昼食は飯山南部デイサービスセンターより北部デイサービスセンターに届けるという実態を見たとき、高社寮や千曲荘に併設しているデイサービスの運営についてもっと調査研究し、検討すべきと思いますけども、連合長の見解をお伺いしたいと思います。以上で最初の質問を終わりたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 丸山惣平議員のご質問にお答えいたします。介護、看護職員の定数の見直しと必要な職員増についてのご質問でございますが、老人福祉法及び介護保険法の規定による「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等によりますと、直接処遇職員である介護職員及び看護職員の総数は、平成17年度末までに常勤換算方法で入所者3人に対し職員1人の配置基準に移行できるよう努めるものとされており、職員の常勤、非常勤の比率については、特に定められてはおりません。今後、国において基準等の改正が実施された際には、対応して参りたいと考えております。夜勤体制の改善につきましては、職員の産休・育休時の対応のために、嘱託職員等を雇用し、対応をしております。また、入所者の日課のなかで、繁忙時には勤務条件にあったパート職員を集中的に雇用し、入所者処遇の向上及び介護の質の向上並びに職員の負担の軽減に努めております。

それから職員の待遇改善についてであります。年休の取得状況でございますが、平成12年における施設職員の年次休暇の1年間の平均日数は、職種別に申しあげますと、介護員が1.6日、看護婦が5.5日、調理員が2.6日、その他の職員が5.0日であり、全体では平均2.7日となっております。管内市町村に比べて少ないことは承知している。平成13年度からは、代替職員の雇用を容易にし、職員が休暇を取得しやすいように努めております。それから、賃金、報酬の引き上げについてのご質問ですが、臨時職員の賃金の額は、日額で支給する場合には、介護職員6,500円、調理員6,200円、看護婦8,400円であります。パート職員で時間に応じて支給する場合には、介護職員840円、調理員740円あります。通勤距離が2キロ以上の場合には通勤手当として月額2,000円を支給し、12月には勤務月数に応じて期末手当を支給しております。今年度からは、産休、育児休業等の代替については、夜勤ができる方を嘱託員として雇用し、臨時職員の日額に加え、夜勤手当等を職員に準じて加算して支給しております。臨時、嘱託職員に対する福利厚生につきましては、社会保険、雇用保険、公務災害補償等に加入しているほか、職員と同一の定期健康診断の受診、労働基準法に規定する有給休暇を付与しております。以上のように、臨時、嘱託職員の雇用条件の整備に努めてきたところでありますが、賃金、報酬の額の引き上げについては、職員の給与がここ3年間続けて引

き下げとなっているなど、社会的な面からもその時期ではないと考えております。

次に、ごみ処理の広域化計画への対応についてであります。2月議会以降、どのようになっているのかということですが、平成10年8月に策定しました「北信地域ごみ処理広域化計画」は、平成10年度から29年度までの20か年間のごみ処理広域化計画を定めたものであります。計画では、圏域におけるごみ排出量の将来推計に基づき、北信保健衛生施設組合が設置する東山クリーンセンターと岳北広域行政組合が設置する岳北クリーンセンターで計画年度末となる平成29年度までは現状により処理を行うこととし、その後施設の一本化を図ることとしております。国では、循環型社会の構築に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「循環型社会形成推進基本法」を制定し、具体化のための個別法を整備しました。本年度、県では廃棄物処理法の規定に基づき、平成17年度を目標年度とした長野県廃棄物処理計画を策定すべく、現在作業を進めております。構成市町村においても、住民のライフスタイルを見直すことによりごみの量を減らし、再利用できるものは再利用し、また原料として再生利用できるものは再生利用し、それもできないものについては熱として利用する、資源の循環型社会の実現を目指し、様々な取り組みを行っているところでございます。県内の各広域ごとのごみ処理広域化計画については、今回の長野県廃棄物処理計画の策定に合わせ、必要に応じて計画の見直しをすることとされております。ごみ処理広域化推進協議会では、それぞれの構成市町村の計画数値に基づいて、北信保健衛生施設組合、岳北広域行政組合がとりまとめた「ごみ処理体制の整備計画」を基本とした「北信地域ごみ処理広域化計画」の見直しを行いました。現在は県にあげてあるところでございます。今回の計画見直しにあたっては、構成市町村の担当者と十分な協議を重ね、取りまとめを行いました。見直しの内容は、岳北広域行政組合で計画されていた、RDF化施設及びRDF燃焼施設の整備を取りやめ、ごみ焼却施設整備への変更、北信保健衛生施設組合の最終処分場の規模及び建設予定年度の見直しが主なものであります。

消防の広域化に関する事務への対応についてであります。2月の定例会における一般質問で答弁したとおり、これまで、岳南・岳北の両消防本部及び広域連合により「北信広域消防再編検討会議」を組織し、管内の消防事務の再編について検討を進めてまいりました。平成13年3月30日付けで消防庁長官から、「消防広域化計画の見直しに関する指針」が示されました。指針では、小規模消防本部の広域再編については広域行政制度を活用するというこれまでの方針を改め、市町村合併推進要綱との整合性をとらえて市町村合併による再編を進めるよう示しております。消防庁では、指針を変更した理由について、広域行政制度は一般的に責任の明確性、意思決定の迅速性、人材確保等の観点から問題がある。また、消防と防災を担当する組織が異なるなどの問題が生ずる可能性があるとして述べております。こうしたことから、それまでの検討会議の調査・検討結果をまとめるとともに、今後の進め方について正副広域連合長会議に諮りました。8月13日に開催した正副広域連合長会議では、この問題について、引き続き研究は行うが、今後の市町村合併の推移を見ながら判断して行くこととし、再編の実施時期については特定しないことといたしました。

それから、施設、在宅、介護サービスの効率的な運営についての調査研究についてであります。介護保険制度施行後、介護サービス事業に関しては、行政をはじめ民間事業者等の多様な事業主体が参入し、サービスを提供することにより、効率的で利用者のニーズに対応したサービス提供と競争を通じたサービス

の質の向上等により、利用者本位のサービス提供が実現されるものと期待されており、県下においても多様な事業者が運営する事業所が設置されております。平成13年3月末現在における、県内の公立、民間をあわせた特別養護老人ホーム104施設のうち、デイサービスセンターを併設している施設が66施設となっており、養護老人ホームについては、26施設のうち、11施設がデイサービスセンターを併設しております。このうち、市町村、広域連合等の行政が運営している、デイサービスセンターを併設する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームあわせて、21施設のうち、デイサービスセンターの運営を行政がおこなっている施設は14施設、社会福祉協議会が運営しているものが7施設となっております。広域管内のデイサービスセンター11施設については、各市町村等が設置し、社会福祉協議会等が運営をおこなっております。デイサービスセンター発足当時の経過等もあることから、今後市町村の意見も聞きながら、研究の必要性についても検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君、再質問ありますか。

4番（丸山惣平君） 1点目のこの夜勤職員の定数の見直しと必要な職員増についてでありますけども、夜勤は今の看護婦を除いたローテーションを組んで行くといけない月6回泊まりになる。翌日明けになり、翌々日休日となり、昼間の入所者への介護の対応は専ら臨時・パートの職員が主とならざるを得ないのが現状だと思います。そこで私は2月の議会で、平成13年度の予算の一般会計の人件費は約5.2パーセントに対し、各施設の特別会計の人件費は60パーセントを占めておりまして、人件費はまさに事業費でありサービスを大きく左右する問題で、人件費であるので単に財政上という名目での合理化で職員体制の切り捨てを絶対にしなないようにとこのことを強く連合長に求めてきた。2月議会で連合長はそのことについて「定数強化の問題ですが、現在のケアというのは大変な労力のかかる仕事でありまして、あまり無理な労働条件の中で行われることは、結局はサービスの低下につながります」とこのように連合長も認めて答弁をされているわけですが、先ほど年休の取得状況をお聞きしますと、まったくこれは大変ではないかと、単に近辺よりかも低いというような問題ではないかと私思うんです。一応この年休の取得状況を見ますと、平均で2.7、これはね、全国の年休の取得状況は、大体どこでも同じ状況ですけども、年間休暇を取れる日数は17日が平均で、厚生労働省の資料ですが、年休日数は全国の平均では9.5日、それから私飯山市であります、飯山市は12年度決算は9.8日であります。このあいだ岳北広域でもやりましたが4.6日、そう見てきますと、2.7というのはとらないに等しいというような状況ではないかと思えます。しかも私一番問題にしたいのは、入所者を本当に介護する介護員の皆さん方の平均日数が1.6です。これはね私、議会としても、今日おいでになる理事者としても、この問題をよく見ないと、いろいろ美麗字句を並べても結局ここにしわ寄せがいくのではないかと。従ってこういう点では連合長がニュアンスの答弁で年休の取得状況というのは非常に大変な状況にあるということを指摘だけしておきたいと思えます。特に先ほどもお話ししたとおり、近隣との関係から見ても、全国的な厚生労働省の調査を見ても、そういう状態であるわけです。私、施設の職員の皆さんからいろいろお聞きしますと、年休を取って欲しいというのがそれぞれの皆さんの願いであるわけですけども、もし介護の方の皆さんが年休を取られると本当に困ってしまうというのが年休を消化できない最大の理由であると思えます。サービスの低下につながるということはもはや避けられないというのが現状ではないかと思えます。この辺についてもっと正面から連合長は認めてい

ただきたいと思うわけであります。それから定数の問題で私思うんですが、夜勤の皆さん方が、看護婦さんができないから、結局例えば具体的な例をあげれば一番簡単で2月のときも申しあげましたけど、飯山の千曲荘は、看護婦と介護の職員定数が22人、ところが看護婦さんが3人いますから、残りは19人、この19人で夜勤のローテーションを組むわけです。これは2月のときにも申しあげましたが、私がこの決算書の主要施策を見ましたら、もし本当に嘱託で代替を見つけるというのなら、私はもっと数字的に明らかにして欲しいと思うんです。今望岳荘が看護婦さんが4人、あと高社寮、千曲荘、いで湯の里、菜の花苑、そしてふるさと苑、全部で各施設に看護婦さんが22人います。22人の方が全部ローテーションの中に組み込まなければならぬのに組み込まれない。22人減らした場合に、もしこれに必要な夜勤の嘱託員を22人増やしてもらわないとできないわけですよ。ところがいろいろ施設に何うと、常勤換算職員というちょっと聞いても分からないような方法でいくとね、確かに北信広域連合は基準人数は140人、介護・看護の職員は133人、常勤換算職員が38人、従って171人で基準より多いというが、これは結局数字のまやかしであって、実際に夜勤をする者は看護婦さんを引かれた数でやっているのですね、どうしても正面から受け止めてもらうということが大事ではないかと、このことについてお伺いしたいわけです。

3点目に、ごみ処理の問題であるんですが、私今日まで県主導による再編統合ではなくて、圏域内のごみ処理問題について総合的に明らかにして住民の目線に立ってその打開について連合として取り組むべきだと申しあげてきたわけです。先ほどの答弁では、いろいろとありますけども、いずれにせよ一つ問題にしたいのは、あれだけ議会にも住民参画で練り上げたいといったその見直しの問題について、先ほどのご答弁だと、すでに見直しのことを県に上げてあるという。これほど議会を無視したやり方はあるのかどうかと、少なくとも岳北の方の計画が上がってきたら、せめて広域の臨時議会でもなんでも開いて、あるいは住民参加をするため住民の意見を聞いて、当然これを県に上げるべきではないですか。正副連合長会議で検討会議のまとめを8月13日に上へあげたと。あ、8月13日は消防の方ですね、いずれにせよごみの方も県に上げてあると、これはまずいと思うんですよ。もう一つ、消防の問題についてもやはり同じですよ。検討会議のまとめを正副連合長会議で8月13日に検討し、研究は行うということだが、合併の推移を見てからで時期は特定しない、こっちのほうがまだ良いんだけどね、このごみ処理計画の方は県にもう上げてしまうということは、今までの県主導でやっていることはまずいと、そういうことを言ったにもかかわらず、議会にも相談なく住民参画もただ掛け声だけで終わったということについてももう一度連合長の方のご答弁を求めたいと思います。私このごみの問題でさらに進めて行きたいのは、一つは今日このごみの問題というのは、産廃の問題を含めて、環境問題として非常に大きな課題がいくつかあります。一つは圏域内の東山あるいは岳北クリーンセンターから出る焼却灰の最終処分場での扱いの問題、今圏域内の豊田村砦の飯山陸送の処分場は地元区との使用協定が平成17年度末で協定が切れず。その後の対応をいったいどうするのか。二つは地域産業への主要な産物である菌茸栽培に伴う廃オガの問題であります。野外に野積みしておきますと、4、5日もすると匂いが出てくる。しかも赤い水がヘドロになって流れている問題。三つは平成14年からの建設リサイクル法による建設廃材の処理等が連合として地区内農業団体、あるいは業者の関心のある課題となっていることについて、特にこれは地域経済と密接な関連のある課題でもありますので、この点について2月議会において同僚の青木豊一議員の方から「建設廃材など産業廃棄物の適正

処理及びリサイクルの具体化でこれ以上施設の増設でなく縮小化に進み、この圏域を自然と景観を生かして行くべきである」という質問に対し、連合長は「建設廃棄物についても積極的に再生利用を進める、また木屑についても製紙原料などに活用するよう推進し、県では産廃の減量化推進目標を定め、県は事業者、処理業者に対し助言指導を推進すると言っています」と答弁されております。従ってこのごみ問題は先ず徹底した減量化を図っていくと、その処分はやはり私は自らの地域のごみは自らの地域で処分して行くという、この北信広域を、千曲川沿岸を、青木議員が指摘したように産廃銀座にしないと、これ以上してはならないと思います。以上のような基本的見地に立って見た場合に、最初に申しあげたこの地域内での課題は、焼却灰の最終処分場の扱い、オガ粉の処分、さらには建設廃材、これらについてすべて私は、行政としての責任があるとかないとかの問題ではなく、地域内における一般廃棄物、ごみ焼却以外の環境問題として放置できない課題を含めて、連合として7市町村共同でどうするか、その受け皿作りをどうするのか、県では連合長の答弁にあるように事業者、処理業者に対し助言指導を推進すると言っていますが、連合としてもこの規約第4条にある8項のキ、第11条によってその他広域にわたる課題で必要な事項として調査研究することを検討したらどうかと私は提案したわけですが、連合長の見解を求めたいと思います。

次に、消防の問題でありますけども、消防の問題で私は統合ではなくて住民の目線に立って検討し、深めて行くべきだと思います。今日広域圏の消防の課題は何かについてそれこそ実態について調査研究し、一定の圏域内の将来計画をやはり持つようにすることではないかと思います。私は岳北広域の議員をしておりますので若干岳北消防の実態を申しあげますと、岳北消防署の施設は既に老朽化し改築の必要性に迫られています。今職員は、当初43名で発足したのが、今日条例定数が65名であります。現在既に全職員で満杯の状況であり、敷地はご承知のように2千平米でありますから、約630坪です。この敷地内に建物があり、訓練塔があり、駐車場があり、ましてや大事なポンプ操法の訓練ができないような状況になっておるわけであります。従って、指令台の無線も古いし、特に当直体制は9名でローテーションを組んでいるのが現状でありまして、ここから出てくるのが、要するに岳北消防の将来計画をどう立てるかというのが最大の問題になってくるわけです。特に火事や災害、救急出動、特にこの救急出動では一分一秒を争うようなそういう施設の効率的なあり方が今強く求められている時、これまで県主導による再編統合計画案に縛られてきているのが今日までの経過であります。従って私ここで再編統合、あまりメリットも何もない県主導の再編統合計画はピリオドを打って、本当に各消防施設の改善その他については構成市町村でやるにしても、連合としてこの広域の消防、災害、火災、事故、救急、この業務のあり方について検討して行くために、やはり調査研究に関する事務に切り替えて取り組まれるよう提案し、連合長の見解を伺いたいと思うわけです。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 丸山惣平議員の再質問にお答えいたします。今の職員の介護等につきましては、夜勤のローテーションの現状につきましては、事務局からもう少し詳しく状況を把握していますのでお答えしたいと思います。

それから次のごみの問題であります。広域のエリア全体につきましてごみの対策というのは本当に大

きな問題でございますが、その中でこのクリーンセンターに関しましては先ほどお答えいたしましたように、既に東山クリーンセンターが時期的に早くから動いていますので、タイミングのずれもありますし、平成29年度を一つの目途にいたしまして、それから状況を合わせる方向で一本化していくのが合理的ではないかということもあり、その間はお互いに助け合うだけ助け合って行くのが合理的だろうと思います。

また、お話しにありますようなオガ屑、焼却灰、建築廃材につきましては、広域的にも共通の問題でもあろうと思います。それぞれ問題の程度も若干差異がございますが、今中野市ではこの廃オガの対策というのが、中野市が埋まってしまうような年間7万トンもでるわけでございますから、お話しをすれば長くなりますが大学の方にもお願いして真剣にやっております。もちろんそれらの中から成果があれば、ほかの方で必要としている市町村にもまたノウハウをご連絡していければいいなと思いますが、ただ廃オガの問題は全体でやってもかえって薄くなってしまって深まらないかもしれないと思いますが、鋭意研究を進めております。

それから焼却灰の問題については事務局の方からご説明いたします。建設廃材についても同様でお願いします。

それから消防につきましては、議員が今おっしゃるような方向というのが情勢の中でも実際そういうふうななかなか一本化が難しい状況をいつまでも引きずっていてもなかなかいい目途が立っていかないとは思いますが、例えば広域の形が連合ではなくて合併のように財源の面でもあらゆる面で一つになってしまいますと、その中でどのように組織を作っていけば良いのか割合と早く答えが出るかもしれませんので、それを見合わせながら研究を進めて行きたいというふうな姿勢でおるわけでございます。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

（事務局次長 月岡保男君登壇）

事務局次長（月岡保男君） 広域連合長の答弁に補足をしてお答えいたします。まず、夜勤者の関係につきましてご答弁申し上げます。ご指摘のとおり、現在の夜勤者の状況でございますが、看護婦が加わらない形で介護員がローテーションを組んでやっております。その運営をしていく中で、産休・育休の介護員がいた場合に正規の介護員が非常に少なくなり、ますます夜勤の回数が多くなるという実態の中から、産休・育休については、ひとつ嘱託の職員をお願いいたしまして、夜勤の中に加えて介護員に余計な負担がかかることのないように配慮をすることにいたしまして、現在そのように予算を組んで行っております。今の議員さんのご指摘では、看護婦分についても当然嘱託員で夜勤体制を組むべきではないかというご質問の趣旨でございましたが、それにつきましては今後の検討課題ということになるかと思っております。現状、産休・育休の職員の嘱託化、嘱託職員による夜勤の分担ということを進めているということだけ実施しております。

それからごみの関係でございます。灰の関係でございますが、圏域内では北信保健衛生施設組合が現在処分場について検討を進めているということを知っております。それから建設廃材につきましては、ご承知のとおり広域連合の事務ではございませんで、県の方の事務ということになるかと思っておりますが、そういうことで産廃につきましては県の事務ということで県の方でご検討を進められるというふうな受け止めしております。

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君、再質問ありますか。

4番（丸山惣平君） 先ほど連合長のほうからいろいろあったけれども、私が質問したのは夜勤をする職員の方が産休・育休になったからその代わりを見つけるというのでは代替ではない。問題はその夜勤を行うそのローテーション中に入る看護婦さんをローテーションから抜かした部分について全体として増員しなければなんにもならない。ただ数字の魔術をただご説明したってね、我々の方もいろいろ施設の方から聞いているわけで、これでは一向に改善の方向は出てこない。どうしても今看護婦が6施設に22人おりますから、この22人の方の嘱託職員というのを見つけないと、今の夜勤を行う正規の職員が産休・育休になってその代わりを見つけるなんていうのは当たり前の話した。問題はそういう点で私は嘱託職員で代替ができないかと、それで連合長は鋭意努力しますと、先ほどは基準の改正の折にやると、基準の改正の折の前に今の事態の打開のためにサービスの低下をもたささないようにして欲しいと、だから介護にあたる職員の年休はたったの1.6日、こんな最低の数字というのはいけませんよ、本当に。やはりそういう方に思いをいたして、財政上の問題ではなくて不幸にして施設に入った人を介護してくれる人が労働強化になったのでは困るんです。その辺を再度連合長に答弁を求めるわけです。

あと、産廃の処理の問題について、どうもこれ連合長さん、中野ではやっているんでいい結果が出たら皆さんに教えるというのでは、連合の価値がないですよ。今、中野がおが屑で大変だということですが、飯山も大変なんです。少なくとも2市1町4か村の中でこの2つの市が大変で、しかも農業生産の中では主要な役割をしている。これは山ノ内へ行ったらどこでもあるんですよ。これ、もう一度連合長さん、そこに副連合長がおいでになるので、本当にこの際はっきりさせていただいて、いったい連合というのは、先ほど青木議員が言われたように、何のためにこうして会議をやっているのかということ、住民から見ればまったく何をやっているんだか分からない。最大の問題としてやっぱりそういう点では、早急に今中野がやっている検討結果をもっといい点は研究して、飯山にも、木島平にも、豊田にも、栄にも、全体に波及するような方向へ今日のこの連合の会議で方針を出すこと自身が一つは私大きな成果が上がるのではないかと、この点答弁を重ねて連合長に求めたいと思うわけです。

それから消防の一本化の問題については、私としてはぜひピリオドを打って、北信広域の全体の広域化計画を作っていくと、そのための調査研究というのは早急にやらないと、飯山の消防署自身が、岳北の消防署自身がどういう将来計画をもって良いのか、一つの方針を出してもらわなければ困るんです。ごみの問題についてもやはりそうであります。いつまでも県主導ではなく、今度新しく県の方で計画の見直しを立てているとき、この際計画の見直しにどうしても住民参加、議会の参加といった、これを外してしまったのではやはり連合長の答弁がおかしくなってしまう。この点だけはもう一度確かめておきたいので、再度答弁を求めたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） ただ今の夜勤の問題につきましては、私もアウトラインは聞いておるんですが、夜勤をした後は休日になり、次の日は、といういろいろな条件の中にながら頑張っていてくださるのでございますので、実態としてもう少ししっかりしたものを、まあ私の身体も一つでございまして、調

べるだけ調べていただいて、また判断をしていきたいと思います。

それから、さき程おっしゃられた消防の問題だとか将来のことについては、県主導ではなくて主体性を持った方針を立てるようにとのことではありますが、これは当然そのような方向でいろいろ検討を進めて行くべきだろうと思いますので、県の指示待ちというような形では行かないという方向であります。それから廃オガの話が今ございましたが、まだ決め手が決まっておられませんのでそれはお教えしないとかそういうことではございません。ともに情報交換を、例えばＪＡさんとＪＡさんで真剣でしておりますので、まだ私は大変なことであっても連合が取り上げて議す問題ではないというふうに判断しております。その前にやるのは、農業対策につきましても全体を押しなべての問題は、連合でなくやはり国、県のしっかりした政策を立てて行くことが私は大事だと思いますけども、個々に特徴のある農業についてはその市町村それぞれがまず何としても結果を出して行き、そこに連合でやるべき共通項の大事な問題ひとつを連合で検討するというがあってもよいと思いますけども、先に薄い網をかければその実体が出てくるというのはなかなか連合の機能としては今難しいだろうと思っております。そういう答えで不完全でございますけどよろしく願いいたします。

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

議長（山田吉太郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ごくろうさんでした。

（散 会）

（午後 2時06分）

平成13年10月30日(火) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 討論、採決
- 3 議案第23号 北信広域連合監査委員の選任の同意について
- 4 議案質疑
- 5 討論、採決
- 6 閉会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(23名)

1番 渡 邊 力 君	13番 内 田 克 己 君
2番 荻 原 勉 君	14番 宮 沢 高 好 君
3番 山 上 政 彦 君	15番 湯 沢 茂 佐 久 君
4番 丸 山 惣 平 君	16番 上 村 力 君
5番 佐 藤 秀 彦 君	17番 青 木 豊 一 君
6番 小 林 洋 之 君	18番 高 野 福 一 郎 君
7番 中 山 稿 一 君	19番 桜 沢 恒 友 君
8番 石 澤 雅 喜 君	20番 上 野 博 文 君
9番 藤 巻 泰 雄 君	21番 小 林 貫 一 君
10番 芋 川 武 一 君	22番 山 崎 治 茂 君
11番 滝 沢 忠 君	23番 湯 本 一 君
12番 山 田 吉 太 郎 君	

欠席議員 次のとおり(0名)

無し

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 松 島 輝 男	保険福祉係長 河 野 雅 男
事務局次長補佐 小 林 久 勝	主 査 湯 本 与 志 一

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長 綿 貫 隆 夫 君	幹 事 竹 節 義 孝 君
副広域連合長 小 山 邦 武 君	幹 事 芳 川 憲 夫 君

副広域連合長	中山茂樹君	幹事	南雲一徳君
副広域連合長	柳澤萬壽雄君	幹事	宮本昭雄君
副広域連合長	高橋善造君	幹事	桑原富平君
副広域連合長	清野眞木生君	事務局次長	月岡保男君
副広域連合長	高橋彦芳君	望岳荘施設長	小林美弥子君
助役	村木照忠君	高社寮施設長	阿部東治郎君
収入役	佐藤善郎君	千曲荘施設長	松木隆一君
監査委員	岡本勝君	いで湯の里施設長	中山敏君
幹事	須原和彦君	菜の花苑施設長	丸山善雄君
幹事	石沢雄司君	ふるさと苑施設長	丸山正光君

(開議)

(午前10時 2分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(山田吉太郎君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(山田吉太郎君) 日程1、議案質疑を行います。

はじめに、議案第1号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について願います。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) ございませんか。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) 次に、議案第2号、平成13年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第12号、平成13年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの、以上11議案について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) 青木豊一君。

17番(青木豊一君) 一般質問と議案質疑が逆さまで、昨日一般質問を行い、今日質疑ということで重複し、また本来なら事前に事務局から説明を受けた上で質問をしたかわけですが、それができませんので、改めてお伺いをしたいと思います。

最初に議案第2号についてであります。一般会計補正予算についてであります。昨日の一般質問のお答えの中で、組織市町村内の共通する問題について連合長から適切なお答えをいただけなかったわけですが、

数字的には直接ありませんが、事務当局にお伺いしたいんですが、連合規約でいっております広域連合の処理事務を遂行して行く上でこういう形で補正予算が計上されているわけですけども、充分行えるべきものなのかどうかお聞きしたいと思うわけです。なぜなら、同規約で連合の処理する事務として、(1)としてふるさと市町村圏計画の策定と同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務とその他いくつがあるわけですが、昨日の質問では結局事務当局と連合長の中の答弁でしかなかったわけですが、これは予算上こういう措置が取れなくてああいう形になっているのかどうか、それならばこの補正予算がしかるべき形になるべきだと思うんです。私が提起したことはいずれも地域住民にとって切実な問題であるわけですが、そのことについてお答えができないということは、事務当局として人員その他予算的な問題があるのかどうか、そのことについて先ずお答えいただきたいと思います。

それから、3号以下老人ホームの問題について、特養についてであります。介護保険制度が導入されて、具体的な問題提起についてであります。介護保険に移行される時点でも私はいわゆる措置制度の状態のままの職員配置を横滑り的にされたのではないかとこういう質問をいたしまして、そうしましたら数字的にはそうだけれども充分考慮された結果として数字だけは同じになったと、こういうお答えであったわけです。なぜこの措置制度と介護保険制度とですね、昨日の一般質問では国の基準に合うか合わないかという事なんですが、例えば介護福祉施設の運営に対する基準についてはですね、それぞれの入所者の実態に合わせた形のサービスの提供が求められている。基本的には特別養護老人ホームも終の棲家から、言うならばサービスの提供によって自立する、そういうことも一つの大事な目的とされているわけですよ。そうしたときに、お伺いしたいんですが、例えば他の老健施設では、日光浴なども提供されているわけですよ。しかし管内の特別養護老人ホームにおきましてそうした日光浴をされている回数、あるいはそういう入所者がおいでにならないのかどうか、それともおいでになるのにも関わらず日光浴をされないとするならば、どこに問題があるのかどうか、この点についてそれぞれからお伺いをしたいと思います。

それから昨日、冷房施設の問題について連合長からお答えがあったわけですが、このそれぞれの予算の中にも不要額が計上されているわけですが、事務当局としてあるいはそれぞれの施設長として、冷房設備のあるところとないところ、そしてまたその計画を入所者の公平性ということを鑑みたときに、後残りをどれだけの財源を持ってすればよいのか、その点についてお伺いしたいと思います。それからもう1点は、理解していただいたと思うんですが、それは特養施設だけではなくて養護老人ホーム施設を含めてですね、お願いをしたいと思います。以上です。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） ただ今の質疑の一点目ですが、市町村圏計画に基づく連絡調整事務とあるがその遂行のためその仕事の中身に予算上の制約はあるのかというご質問ですが、予算につきましては当然各市町村からいただいて実施して行くわけですが、その前にその計画に基づいてどの仕事をどのようにやろうかということ、構成市町村と充分にお話し合いをさせていただきまして、その中から優先度に基づいてやるということでございます。当然予算上の制限というものはその中で想定されるわけでありまして、重要度に応じて判断をさせていただいております。

それから2番目の人員配置の関係でございますが、措置から介護保険制度に変わってという内容ござ

いますが、お話しのとおり、施設利用者につきましては毎日そこを居住空間としましてリハビリ等に励みまして社会復帰を目指して生活をしていく場ではありますが、最近是非常に状態像が重い方が多いというふうになってまいりまして、なかなか当初の目標に合った形での入所者の数は少ないというふうに認識しております。そんなことで、全体として事務局として申し上げます。次に、その中で日光浴を実際にやっているのか、回数はどうかという問題であります、それから冷房の関係について、財源はどれだけかについて、各施設ごとに冷房については構造も随分違いますので関係する施設長のほうからご説明いたします。

望岳荘施設長（小林美弥子君） 望岳荘ですが、お答えさせていただきます。日光浴につきましては、できるだけ天気の良い日、そして風のない日を選びまして、職員が勤務の合間をぬいまして日光浴をさせていただいております。午前中は入浴がありますのでできませんが、できるだけ午後の風のない日を選んで職員がやっております。それから冷房施設につきましては、今回移転改築ということで全室完備をさせていただきますので、その点につきましては既に済んでおります。

高社寮施設長（阿部東治郎君） 高社寮でございますが、日光浴の関係につきましては今の望岳荘と同じで、天気の良い日にベランダに出られる方だけ出ただいで日光浴をしていただいております。そのほかには、外で野外食等も実施しております。それから冷房施設の関係につきましては、特養につきましてはあと7室ほどやりますと全室が揃いますので、あと200万円程度の予算でできるかと思っております。それから養護につきましては、今のところ考えておりませんが、なるべく早い時期に実施したいと考えております。以上です。

千曲荘施設長（松木隆一君） 千曲荘の松木ですが、よろしくお願いたします。1点目の日光浴の関係ですが、今答弁ありました施設と同様、車椅子での散歩、外出等をしております。その時期その時期に合った外出を実施しておりますけども、木島平村の蓮池に行ってみたり、また過日は中野市の一本木バラ公園にも外出できる人は外出できるように実施しております。それから冷房の関係でございますが、高社寮と同じわけでございますが、特養の関係についてはあと7室で全部完了いたします。1部屋大体50万ぐらいかかりますので、350万円ぐらい、それから電気の許容の関係で電気工事も若干かかるわけですが、その電気工事については正直申し上げてまだ数字をつかんでおりませんが、直ぐにどのくらいかかるかの大まかな見積りが業者の方からでしょうかと思っております。いずれにしましても、350万プラス電気工事の分がかかるということでございます。それから養護の関係でございますが、談話室には一応設置してあるんですが、居室の方にはまだ設置してございません。千曲荘は一人一部屋ということで50の部屋があるわけですが、具体的な計画はございません。早い時期にできるよう検討をさせていただきたいと思っております。以上であります。

いで湯の里施設長（中山敏君） いで湯の里でございます。日光浴の件でございますが、行事のない日には極力中庭に出ただいでいたり、散歩に出ただいでしております。それから冷房設備の件でございますが、あと16室未設置ということでございます。今年度の事業費ベースでございますと、約900万円ほどかかるかと思っております。

菜の花苑施設長（丸山善雄君） 菜の花苑でございます。日光浴の件ですが、うちの方にはコモンスペースが2つございますので、自力で車椅子移動できる人は毎日されております。寝たきりの方につきましては

介護の中でできるだけ日光浴をさせております。年に何回かお出かけ週間ということで、車でよそへ出て散歩をしたりしております。以上です。

ふるさと苑施設長（丸山正光君） ふるさと苑の丸山であります。日光浴につきましては、ご案内のとおりふるさと苑は中庭が非常に広くとってあります。特に浸透性のある舗装をしてありますので、雨が降っても直ぐに水はけがよく、そのため日光浴につきましてはそれぞれされております。それから各お部屋でございますが、お部屋でも1日のうち一回は必ず日があたります。そちらの方で日光浴をされております。以上でございます。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） それでは最初に第2号の一般会計についてお伺いしたいと思います。事務当局と連絡を取り合っているということですが、今回の質問をするにつきましても、一番肝心要の関係自治体の首長の連絡調整、こういうふうなものがいったいどう行われているかどうか、ここのところが非常に不鮮明であるわけです。共通する問題で個々の自治体では解決できない、例えば分かりやすくするために飯山養護学校の問題についてはですね、確かに高水福祉会というのがあるのも事実なんですけど、しかし連合という組織が現に恒常的にありながらですね、そこでの自ら立った計画のその連絡調整遂行のための連絡調整、こういうようなことがほとんどやられていないのではないかと、一番執行機関として責任を持つべき部分が非常に心配をされるわけですけども、この間、本年度になってどれだけそうした会議が行われておられるか、また今後の計画についてお伺いをしたいと思います。

それから日光浴の問題についてですけども、これはそれぞれの施設でいくらおやりになりたいとおっしゃっても、職員体制等があってできないということ、あるいは充分できないということもよく理解できるわけですけども、その中で、お伺いしましたようにそれぞれ工夫していることは理解できるんです。しかしこれは、ケアプラン等から見て適切なものなのかどうか、ここがやはり私は大事な問題だと思うんです。そのことと、昨日も丸山議員から問題があったように、その国の定数基準と現場の実際のケアプランに基づくサービスが正しく行われているかいないか、ここにやはり職員の基準があると思うんです。その点は、どのようにお考えになっておられるのかどうか、やはり従来の制度の延長線上で日光浴なのか、それともその人にあったふさわしいケアプランなのかどうか、先ほどのお答えの私の記憶する判断は、一定の健常者、外へ出れる方はそういうことでおやりになっているわけですが、民間の老健施設などでも寝たきり者を含めて、もちろん医師の判断も必要なんですけども、日光浴をされていると聞いているんです。公共施設でありながら、そういうことがサービスとして提供できないとすれば、それはやはり入所者に対するサービスの低下になってしまうわけです。そういう点を含めまして、医師の判断で不可能だという人を除いて、全員の者が日光浴を週1回若しくは月に3回くらい提供するには、現在の人員で可能かどうかこの点について改めてお伺いをしたいと思います。

それから冷房施設の問題についてでありますけど、例えば高社寮と千曲荘で設置費が大分違うわけですけども、高社寮の場合には7室で特養の場合200万ということですから、1億円を超える基金を抱えながら低い金利に頼っているよりか、200万を取り崩してサービスを提供した方が住民サービスによりよくなることは何人も理解していただける問題だと思うんです。ということを含めまして、前回もお伺いしたんですけ

ども、この連合として施設の管理をどう計画として具体化するか、これは老人ホームの施設長に任せるのではなくて、やはり方針として明確にしていかないとサービスが施設によって大きな差が出てしまうわけです。その辺について事務当局としてもう少し冷房施設を完備するなど入所者の均等・公平化を図っていくという点で計画的な対応について見解を求めたいと思います。

議長（山田吉太郎君） それでは、事務局次長お願いします。その前に、事務方の方に答弁をお願いしたいんですが、ちょっと大きい声で自信を持って堂々をお願いします。

事務局次長（月岡保男君） 質疑にお答えを申し上げます。最初の問題点でございますが、連絡調整という内容についてでございますが、飯山養護学校を例にたとえられました。ご承知のとおり飯山養護学校につきましては県立の機関であります。県で設置をし運営をしております機関でございます。県の方でそれぞれの計画に基づき計画を立て運営をされているものと理解をしております。

それから日光浴の関係でございますが、現在各施設の方から答弁があったとおりでございます。配置されている職員の中で天候と本人の状態を見極め、現場の介護員を中心として実施されているということですので、今後も質疑の趣旨に則った形で現場では努力していくものと理解をしております。

3番目の件であります。冷房の関係でございます。昨日広域連合長が答弁をいたしましたとおり、計画に基づいてやっていくということで、事務方では計画を進めたいと考えております。以上です。

（「調整会議」と呼ぶ声あり。）

事務局次長（月岡保男君） すいません。首長による連絡調整の関係でございますが、毎議会の前には必ず行います。それから13年度につきましては、8月に1回行いました。そしてこの議会前に開催されております。以上です。

議長（山田吉太郎君） 青木議員、ありませんか。

17番（青木豊一君） はい、飯山養護学校のことを、昨日の経過との関わり合いがありましたので固有名詞をあげたんですが、あそこで言ったのは、例えば飯山養護学校に入校されている人たちの現状と、週休2日制になって行く過程や長期休業の中で、それを措置する施設というものが県内に一つも残念がないんです。いわゆるショートタイムケアを中心として措置されているわけですね。このことをそれぞれの自治体で問題を提起しても、必ず首長は何ておっしゃるかということ、関係市町村と協議して検討するか、云々とかになっているわけですね。連合という議会の中で提起すれば、そのことについていわゆる首長であり副連合長が質問にどう答えて行くかということを検討されれば、必然的に方向というのは出るわけです。ところがそれは先ほどのお答えのように議会の前の事務的な関係だとか、本年度で1度しかこの連絡調整会議が開かれていない、いうならば計画を推進していく上での具体的な執行機関の体制と運営が率直に言って不十分だというふうに思うわけです。もし8月だかに行われたときにそういうことが検討されておったら、内容をご報告していただきたい。そういう点で調整会議等計画の執行について執行機関がどういう対応をされているかどうかこのことについて私はお伺いをしているわけです。お答えをいただきたいと思います。

それから今次長がおっしゃるようなことになると、結果はどこに行くかということ、いわゆる日光浴の問題ですね、それは施設長や施設の職員が若しくはサービスを受けている人たちなんですね。いわゆる昨日

から問題になっているし連合長も改善の方向を検討をされているわけですよ、職員の配置の問題について。そういう方向がされない我がこの施設の対応という、これでは現場泣かせであって見通しは出てこないわけでありまして、その辺について実際に事務当局がそれぞれの施設でどういうケアプランに基づいたこの計画に基づいて運営されているのか、そういうことがしっかりつかんで、そしてそれにふさわしい職員配置をしていくことが求められると思うんですけども、そういう方向がどうなのか改めてお伺いしたいと思います。

もう一つ、冷房の問題についてでありますけども、具体化を約束されていることは私も承知しているわけですが、問題は期限がいつまでで計画が実行されるのかわからないわけですよ。例えば高社寮の場合ですね、もし仮にこれが10年もの計画になっているとすると、どうなるかという建物そのものがもう代えなければならぬわけです。そういうことを含めて、それで一方では安い金利で基金だけはいっぱいある。こういう矛盾をただ事務的な問題としてではなくて、住民の福祉や暮らしを守るという見地で財政運営をすべきだと私は思うんですけども、その辺について完成期限等についても含めてどのような計画をお持ちなのかお伺いをしたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 1点目でございます。広域連合の正副広域連合長会議で飯山養護学校に関わる問題点について協議をした経過があるかということでございますが、ございません。

それから現場の職員に日光浴のケアを職員増がないまま行われるのは現場のしわ寄せになるというご指摘ですが、ご案内の通り新しい施設は先ほど施設長からも話しがありました、中庭等で採光が充分採れるようになっております。特に日当たりが不足する冬になりまして、現在建設しております施設等におきましては特別な労力を払わなくても日光浴が可能なような構造になってきております。その中で職員が努力をしておりますので、必ずしも日光浴だけではなくて、看・介護、3対1という国の基準を満たし、なおかつ上積みで職員配置を今後もしていきたいという考えでございます。従いましてここで特段増やすという考えはございません。

それから冷房でございますが、先ほど各施設長から報告がありましたとおりでございますが、施設によってはまだかなり部屋数が残っているわけでございますが、予算等の制約もございまして、完成期限はいつかということになりますと、これはまた正副広域連合長会議の方で協議をしていただき、決定されるべきものと思います。

それから低金利時代において安い金利でかなり多額の資金が積み立てられているというご指摘ですが、介護保険になりまして建物の償却分につきましては介護保険料に含まれているという国の見解でございます。従いまして将来の建て替えが必要と思われる施設については今から財政調整基金をかなり多額に用意をしなければならないという内容もございまして、ご理解をいただきたいと思っております。期限につきましては去年から今年にかけての進捗率をご覧いただければ、少しピッチを上げればそう遠くないうちに完成できるのではないかという見込みを立てております。以上であります。

失礼しました。ケアプランの内容はご承知のとおりそれぞれ個人ごとに違います。従いまして、事務局の方とすれば、生活相談員が各施設にありまして、それからケアマネージャーがおりまして、これらの方

の判断に基づいてそれぞれ個々人の状態に応じたプランの実施がされているものというふうに承知をしておりますので、事務局としては個々のケアプランの内容については承知をしていないわけです。

議長（山田吉太郎君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） 次に、議案第13号、平成12年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第22号、平成12年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上10議案について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 上村議員。

13番（上村力君） 12年度の決算について4点ほどお伺いをしたいと思います。第1点目でありますが、介護保険が導入されまして初年度であったわけです。介護保険の発足そのものがはっきりした方針がないままに発足した感もあったわけですが、それを受けて各施設がケアプランに基づいて介護保険の執行にあたったわけですが、これについてお伺いしたいわけですが、この介護保険制度について各現場ではどのような受け止めをしておるのかどうかということですが、平成11年度の決算等を見まして、介護保険の発足により増収のところもありますが、その辺と同時に、今いろいろと介護保険の問題点について質問がありましたが、そういう運営について大変現場では苦悩されていると思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。率直なところ施設の受け皿としてはなかなか厳しいものがあるかと思ひましてその点をぜひお伺いをしたいと思います。

それから次に連合債の中身でありますが、今決算についても連合債が執行されておるわけですが、歳出については1億2千万円程ですが、先般総務省が事業債について大変厳しい指針を出しております。従って約半分の事業措置をしていきたいというそんな中身のようでございますが、大変広域連合としてもこの辺を真摯に受け止めなければならない時期にきておると思います。従って私はこの金利体制が今日の金利体制にすべきだということがまず第1点でございます。次に「骨太の改革」というものが果たして連合が執行しておりますこの介護保険制度までやるべきでないという考えもでございます。従って地方に痛み分けをするというふうな今回の総務省の考えでございますが、それではこの連合債の中身はどうなっているのか、金利体制、また償還期限等についてお伺いしたいと思います。

次にふるさと市町村圏の問題でございますが、大変10億円というこの基金は今日の不況の中にあっては大きなものでございますが、しかしながら当初の果実によって各市町村の活性化を図るという意味からかなり遠のいておるのではないかと思います。従ってこの10億円の基金がどのように運営されているのかどうか、例えばどういう金融機関にどういうふうに預金されておるのかどうか、そして同時にまた、この金利がどのように果実として収入があるのかどうかこの点についてできるだけ細かに説明をいただきたいと思ひます。またペイオフの問題もでございます。平成14年4月1日からペイオフが執行されるわけですが、これらの問題も考えながら慎重な運用が必要ではないかと思ひますがその点もお伺いをしたいと思います。

次に財産に関する調書の関係でございますが、今青木議員からも質問がございましたが、基金の関係でございますが、今回基金の積み立ての内容を見ると、極めてアンバランスでございます。例えば望岳荘に

ついては5千万円、千曲荘については1千2百万円というような多額な調整基金ができたところに、またゼロという状況もございます。新しい施設が非常にランニングコストがかかるということにより基金の造成ができないのではないかとと思いますが、先ほど次長の方からお話しがございました介護保険制度の中にはいわゆる償却資産の中身も入っているということの中で、新しい施設ほどこの調整基金が必要だと思うわけですが、12年度決算ではそうはなっておりません。この点についてもお伺いをしたいと思います。なお将来的には、近い将来にはやはり複式簿記の導入が必要ではないかと思いますが、できるだけバランスシートを組みながら複式簿記に入る体制を作るべきではないかと思いますがこの点についてもお伺いをしたいと思います。

それから最後になりますが、資産、土地建物の表記の中にございますが、昨日丸山議員からも一般質問の中でございましたが、千曲荘のデイサービスの建物の面積がこの財産調書の中にカウントされているのかどうかお伺いしたいと思います。千曲荘の特別養護老人ホーム建設当時にはデイサービス併設という厚生省の方針もあり若干その絡みもあったわけですが、今日どのような施設になっているのかについてもお伺いをしたいと思います。以上4点でございますがよろしくお願いたします。

議長（山田吉太郎君） 月岡事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 1点目の運営の苦労している点との内容であります。苦労の連続でありました。非常に職員は24時間、365日のサービス体制であります。日々努力をしております。

それから、低金利の時代になって基金をどのように運営しているかという内容であります。まさにご指摘のとおり低金利でございますが、現在新施設の建設が進行中でございますが、くだいて申し上げますと、10億円の基金を金融機関に預けた場合と10億を金融機関から借りた場合、当然金利に差が出ます。それを内部の繰替運用というかたちで10億円の基金を工事の関係のほうへ、当然金融機関から借り入れるべきところを運用することによって、借りの経費を安く押さえ、預ける金利を高くという内容で金利設定をいたしました。ちなみに、かなり細切れになっておりますが、1.45パーセントという金利で運用をしております。最長は241日間です。それからそれ以外のところにつきましては、市中金利でございますので高く0.2でございます。それから低いところで0.07という低金利でございます。結果790万円ほどの果実を生み出せるように運用をしております。そのようなことで現在運営しておりますので、お願いしたいと思っております。ペイオフにつきましては、現在広域の中でも慎重な運用をと求められましたがそのような方針に添って次年度以降の確実なる運用をしていくものというふうに思っております。

それから財政調整基金の積み立て額が各施設によってばらつきがあるという問題であります。ご指摘のとおりでございます。それぞれの施設の設置の経過、それから利用者定員の多い少ない、それからショートの利用率の違い等がありまして、横一線で全部同じでいくということにはございません。それぞれ各施設ごとの現在の起債の残額につきましては、お手元にお配りをいたしました「事業実績並びに主要施策成果説明書」の10ページをご覧くださいと思います。それから複式簿記の関係でございますが、現在のところはご覧のような決算でやっていただいておりますが、ご意見、協議等を取り入れていきたいというふうに考えます。それから千曲荘におけるデイサービスの建物が面積に入っているかというご質問でございますが、こちらの広域連合のほうには入っておりません。以上であります。

(「連合債について答弁漏れです」と呼ぶ声あり。)

事務局次長(月岡保男君) 失礼しました。先ほどの10ページをご覧いただきたいというふうに申しあげましたが、最高につきましては金利は7パーセント、それから最低が1.6パーセントでございます。よろしくお願いたします。10ページの事業内容及び成果という欄の四角で囲んだ備考欄がございます。償還期限はそちらをご覧いただきたいと思います。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) 上村議員。

13番(上村力君) それぞれ答弁いただいたわけですが、介護保険の導入は極めて不鮮明の中で導入され施設でも大変苦勞されておるといってお話ですが、今の次長のお話だと大変苦勞しているという表現で終わっておるわけですが、やはり現場から介護保険の導入によってどういう苦勞があったかということ、それによって平成13年、14年と、新たな現場での改善をすべきものがどういうものなのか伺えるわけでして今一度ご答弁をお願いしたいと思います。

なお、公債費の問題ですが、7パーセントというような非常に高い金利負担がされておるわけですし、やはりこれは総務省のあの改革案を見ても金利負担を先ずどのようになるかということが私ども自治体にとっても、連合にとっても大きな問題でございます。従ってこの償還に対する考え、これは当然一般質問でやるべきであります、この辺についても連合として真剣に取り組む必要があるのではないかと思います。

なお、ふるさと市町村圏基金制度でございますが、繰替え運用によって1.45パーセントといった極めて有利な金利を得たわけでございますが、しかし今後このような運用はなかなか難しいわけですし、市中における低金利で10億円が運用が続くことになりませんが、これについて一層検討研究しながらよりふるさと市町村圏の意義ある運用を願いたいと思いますが、特にペイオフの問題でございますが、これについては各金融機関が経営の安定化を図りながらこの問題に対処しているようでございますが、できるだけ10億円の運用については分散させる必要があるのではないかと思います、この辺についても理事会で充分検討していただきたいと思います。

それから基金制度でございますが、当然介護保険制度の中で償却資産まで算入をされておるとい状況の中で新しい建物ほど基金造成をできないということは、まさに介護保険の中に問題点がありはしないかと思います。新しい建物は全てが整っているわけですし、冷房装置についても充分整っているわけですし、従って逆に言うと、ランニングコストがうんとかかるというふうになるわけですし、この点はやはり充分検討しそして各施設ごとに研究会などを開きながら介護保険の導入と同時にまた介護保険の矛盾についても問題を出してそして連合長や理事会の皆さんに提起して行く必要があるのではないかと思います、この点についてもお願いいたします。以上でございますが、よろしくお願いたします。

(しばらくの間) 答弁はいりませんよ。

議長(山田吉太郎君) ほかにありませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) 丸山惣平君。

4番(丸山惣平君) 4番の丸山であります、4点ほど質疑をしたいと思ひます。若干ダブる問題もありませんがその点についてご承知いただきたいと思ひます。

最初に、連合は相当特養と養護の施設を持っています、この入所希望が非常に大きいわけであり、この北信広域連合の中の各市町村の中において入所をしたいけれども実際に入所できない待機者がどのくらいいるのか、特にその待機者で自宅で待機しているのと、あるいは老健や病院その他、施設で待機している人を、特養と養護、市町村別にもし分かったら説明をしていただきたいと思ひます。

2つ目の問題は、先ほどの冷房の問題がありましたが、一応計画を立てるといふふうに連合長のいうとおり計画的に進めたいと、それはそれでいいんですが、財源的な問題を先ほどお聞きすると、350万の、900万の、200万ぐらいと、3施設が残っているわけですが、養護は除いて先ほどの話しを聞くと1450万円ほど財政措置をとればいわけです。この点やはり今度の主要施策の結果を見ましても、財政調整基金が少なくてもこの12年度決算だけでも1億800万ほど積み立てがトータルで出てくるわけですから、従って、どこの施設がいっぱい積んだとか、ここが少ないとかという問題ではなくて、やはり連合とすればトータルで見てこの基金を回すならば私は年間1億からの積み立てがあるわけですから、1千万、2千万というそういう問題については、確かに6つの施設のうち3つが既に100パーセント入っていて、あとの3つがそういうことになっていないというのでは、見舞いにきた親族から見ると、一体うちのじいちゃんやばあちゃんはどうしているんだという、そういう施設に対する不信も出てくるわけですから、これはやはり一気に解決するということは、情として当然ではないかと思ひます。従って私は、このような積立基金がありますから、活用して一刻も早く、少なくとも私は、平成14年度の予算を審議するときには、2月議会あたりまでには、当然こういう計画を示すというのが難しい問題でもなんでもないので、要はそういうことについて取り組む姿勢があるかどうかという問題であろうかと思ひますので、この点だけどのような考えであるか、先ほども答弁がありました、ご答弁をお願いします。

その次に、3つ目の問題は、これは私一般質問との関連もいろいろありますので、今年の2月議会でも取り上げ、今度の10月議会でも取り上げましたけど、少なくとも私この連合の職員体制というものをもっと明確にして欲しい。従って、正規職員が連合としては何人いるのか。あるいは嘱託職員はどのくらいか、臨時の職員がどのくらいなのか、パートの職員がおそらく12年度の時には時間単位で、今は半日パートの雇用状況でありますけど、いずれにしろ12年度の正規職員と臨時職員、嘱託職員、パート職員を、これを施設ごとに実態を明らかにしていただきたい。決して難しい質問ではないと思ひますよ。ぜひその点が一つと、それと問題になっている夜勤の体制でありますけど、これも施設ごとに要するに例えば千曲荘なら千曲荘、3人に1人という夜勤の職員体制、介護職員と看護職員を含めてそういうものを含むということですが、22人いるけれども看護婦さんを除くと19人になってしまう。その19人で組んでいるわけですが、これも6つの施設全体を通じてどういう夜勤体制になっているか、あるところによれば月に6回も泊まりがあると、そしてあるところでは4回だという話しもありますが、全体にこの実態というものをぜひ明らかにしていただきたい。この点については私ここで直ぐ答弁は求めませんが、後日文書でぜひ各議員に知らせるようお願いをしたいと思ひます。この2つの職員体制について、ぜひその場合に6回夜勤をやっている職員がどのくらいいるか、5回がどのくらいいるかと、そういうことが年休を取れない

問題と大きく関連をしますので、ぜひお願いをしたいと思います。

もう一つの4点目の問題は、これちょっと私一般質問にもあたるような状況になるとしたら議長からご了承を願いたいんですが、問題はその昨日来から論議した広域の副連合長さんのようするに役割というのは一体どういうものであるか、私もいろいろとこの例規集を見たんです。そうすると、まあこの問題取り上げるのは私、決算書の中でこの厚い中の12ページ、一般会計の中で議会費それから総務費と、議会費は私ども23人の報酬が載っております。その次総務費の一般管理費として報酬19万7千円、特別職報酬9人分とあります。これとの関連で質疑をさせていただき、私この特別職報酬9人分というのはこの例規集を見ますと、連合長さん、それからあと副連合長さんが6人、そこへ助役さんと収入役さん、これはこの北信広域連合の規約の11条にもそういうことがうたわれております。この規約の53ページを見ますと、53ページにこの広域連合の執行機関という組織がどこにあるのかというのが出ております。この例規集の53ページのところに北信広域連合規約の執行機関の組織、この広域連合の執行機関というのはどういう状況になっているかという、結局は「広域連合に、広域連合長、副広域連合長6人、助役1人及び収入役1人を置く。」と、それでいろいろやっていくとですね、問題はその執行機関の組織には一応規約上はなっておりますけど、今度職務権限ということになると、これは420ページにありますけど、420ページの職務権限、ここを見ますと連合長さんはいずれにしろ広域連合行政の総合調整及び運営方針に関する、これは全体的な権限です。このあとずうっと決裁権を持っているのは連合長さん、その次には施設長さん、助役さん、収入役さん、事務局長、次長さん、全部これは決裁権を持っている。副連合長さんというのは何の決裁権もないというのがこの例規集の中ではうたわれています。任命は連合長さんがするけれども、結局はそういうふうな状況にあるわけです。私やはりこの職務権限から言っても副連合長さんにどういふやはりあれがあるのかと、私決してこの報酬を出してはいけないというのではなくて、金額の問題ではなくて、一応副連合長さんとしての位置付けというものは非常に連絡調整などをして重要な役割を果たしておりますけども、例規集の中では副連合長さんについてはあまりそういう役割というのはないわけです。従ってこの連合に議会を開いた場合には、当然連合長とあと助役、収入役、事務局長というのが、この連合の本会議において対処すべき主要な役割を占めているのが実態じゃないかと思うんです。これはまあ規約どおりで、特にこの中において一体この連合の職務代理はどうなっているかという、426ページであります。426ページに連合長の職務代理者というものが、第1条で連合長の職務を代理する者は事務局長であると、そうするとあと副連合長がいなくたって連合長と事務局長がいればこの議会は運営ができるということになる。いろいろ都合がつかないで本会議の日程が今回このようになったという点には、一つには副連合長さんが全員集まるというのが無理だというなら、その辺はある程度考慮していただいて、そういう運営をしていくなれば、もっと議会中心で本会議が開けるのではないかと、こういう点で広域連合の副連合長さんの位置付けについてお尋ねをしたいと思います。さもないとこれからまたそういうふうな問題が起きてくるとまずいのではないかと、但し私副連合長さんを軽視するというのではなくて、ますますそれは連絡調整では大事なんです。ただこの本会議を開くときには少なくとも連合長さんと助役さん、収入役さん、事務局長さん、こういう方がおいでになればできるわけです。あとは合議制ですから事前によく相談さえしてあればいいわけです。こういう点についてぜひ今の副連合長さんの問題と、実際には広域連

合が果たすこういう職務権限、組織としての執行機関の問題について改めて事務局に見解をお聞きしたいと思えます。以上4点でございますが、よろしくお願ひします。

議長（山田吉太郎君） 月岡事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 1番目の入所希望者でなおかつ待っている人はどうかということでございますが、10月1日現在で申しあげます。自宅と施設というふうに分けてということでございますが、なおかつ各市町村ごとにとということでございます。データが整っておりますので、先ほど議員さんからご質問がありました職員体制それから夜勤の体制等、後日文書で知らせて欲しいという要望に沿った形で資料提供を後ほどさせていただきますと思ひます。詳細にわたっておりますので、現在のところ骨子だけ申しあげることをご了承をお願いいたします。現在、養護老人ホームの待機者でございますが、広域圏全体で23人でございます。そのうち在宅が22人でございます。次に特養の待機者でございます。全体の数字が192人でございます。在宅が89人、これは各市町村からそれぞれ報告いただいた数字を私どもでまとめたものでございます。資料につきましては後日送付をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

冷房施設の関係でございます。ご質問の趣旨が反映される予算になっていくものというふうにご期待しております。以上です。

それから、次に4番目の副広域連合長の役割でございますが、執行機関に明確に位置付けられております。従いまして、本議会の開会にあたりましては、執行機関の重要なメンバーの構成員として果たすべき欠くべからざる存在であると事務方では了解しております。なお先ほど地方自治法の関係がございまして、第152条におきましては、権限は長から事務局長と読み取れるわけですが、その上に長から助役、助役がないときは事務局長という流れで、例規の中ではそのように流れを受けて制定をされておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君。

4番（丸山惣平君） そうすればね、書類で各議員に早急に知らせてもらわないと、ここでさっと聞いてもなかなか頭に入らないし、また連合では併任の議会事務局が4人ということになっているわけで、もっと目を議会の方に少し向けてもらって、議員に対しても親切な資料提供をしっかりとってもらわないと、ただここへ出てくるだけが仕事ではないと思うんで、その点局長さんよろしくお願ひします。

なお、私先ほど副連合長さんの問題について申しあげましたけど、重要な役割を果たしていることは私否定はしないんです。しかし少なくとも会議は連合長と助役、収入役それから事務局長と、私は欠席していいと言ってるのではないですよ。ただ都合のつかない場合はいいじゃないかと、そういうことで議会が振り回される事はこの際止めていただきたいということで、決して副連合長さんの地位を低めたりするのではなく、一定程度それぞれの自治体において長を中心にやってるわけですから、こういった前には執行機関で意思を統一して出ていただければそれでいいわけですから、それをもっとしっかりと例規集に基づいた方向でお願いをしたいと思ひます。そのことを重ねて申しあげておきます。

それからもう一つ、そのどうも今言葉足らずのような答弁、冷房のその計画的な問題ね、そのような形になるようになって云々とあるけども、少なくとも2月の定例議会前までにはこのくらいの計画はね、どなたでもできると思うんで、これは事務局でなくて連合長のほうへお尋ねしたいと思ひます。ぜひ2月議

会には冷房の計画的な設置ということについてお願いをしたいと思うんですが、よろしくお願ひいたします。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 現場の事情をよく汲みながら、ご趣旨のような方向におきましては、もちろん必要なことですので、前向きに行きたいとは思いますが、やはり現場の細かい事情もよく聞いて計画は立てるべきだと思っております。

議長（山田吉太郎君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

2 討論、採決

議長（山田吉太郎君） 日程2、討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願ひます。

なお、発言通告書は事務局長のところにありますので、よろしくお願ひします。

議長（山田吉太郎君） ここで、暫時休憩いたします。

（休憩）

（午前11時18分）

（再開）

（午前11時46分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山田吉太郎君） 通告がありませんので、以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山田吉太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成13年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第12号、平成13年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの11議案を一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第2号から議案第12号までの以上11議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立

を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第2号から議案第12号までの11議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成12年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第22号、平成12年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上10議案を一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第13号から議案第22号までの以上10議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第13号から議案第22号までの10議案は、原案のとおり認定されました。

3 議案第23号 北信広域連合監査委員の選任の同意について

議長(山田吉太郎君) 日程3、議案第23号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長(綿貫隆夫君) 議案第23号 北信広域連合監査委員の選任の同意について申し上げます。

本案につきましては、欠員となっておりました議会選出の監査委員に、広域連合議会議員で山ノ内町議会議長の中山稿一氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

4 議案質疑

5 討論、採決

議長(山田吉太郎君) 日程4、議案質疑、日程5、討論、採決を行います。

初めに、議案質疑を行います。

議案第23号、監査委員の選任の同意について願います。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) ありませんければ、以上をもって議案質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は事務局長のところにありますので、よろしく願います。

議長(山田吉太郎君) ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午前11時51分)

(再開)

(午前11時51分)

議長(山田吉太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(山田吉太郎君) 通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号、監査委員の選任の同意について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり同意されました。

議長(山田吉太郎君) 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長(綿貫隆夫君) 昨日の29日と本日の2日間にわたり、13年度の補正予算、それから12年度の決算その他につきましてご審議をいただきまして、全てご決定をいただきまして大変ありがとうございました。広域連合としての議会も度を重ねてまいりますうちに、広域連合そのもののあり方についてご意見をたくさん頂戴しております。今後の課題として検討してまいりたいと思っております。これまでの一部事務組合の時の事業に対しまして広域連合という形をとり、さらに多様化する広域の問題について取り組んでいくということで様々な事業方針が掲げられおるわけでございます。また現に取り組んでおるわけでございます。その内容また範囲というのは、年とともに広くなって行く、また多くなって行くだろうということが充分予想されるわけでございます。まあしかし連合は各市町村、自治体の独立の上において連合という形での準自治体的な形のものが執り行われているわけございまして、合併とは違うわけでございます。しかし一部事務組合の最小限度の共通項を取り組むという段階から、連合という形をとり、また時には、連合の取り組みの問題があまりにも多く市町村共通項の問題として多くなりますと、そこからは「合併した方がさらに能率的ではないか。」というような話しも出てまいろうかと思っておりますが、今過渡期でございますのでそのあり方というのが、その時その時の状況に合わせて適切妥当な状況で進めていかなければいけないだろうと思っております。現実には、各市町村の自治体の課題が山積しているときでございます。そこへ合併をしたときに出てくるいろいろな問題点について、研究をやはり今重ねていかなければいけない。そういう中において、連合体というものも現実の問題以外の問題も取り組まなければいけない、一種の三重の大変な時期に今あるのではないかと考えております。従いまして、順に連合の内容が深まり、広がってまいろうかと思っておりますので、議会のご審議が大変大事な問題になってくると思っております。私ども執

行部といたしましても、いろいろ議会の中からご提案をいただきまして、正副連合長会議というのはこれもまた頻繁に行っていかなければならないだろうし、事務局との連絡ももっともっと密にし、現場の状況をしっかり考えた検討をしていかなければいけないと思いますので、また今までもそうではございますが、連合として行わない仕事でありまして、各市町村長さんの首長さんとしての立場からもいろいろご意見をまとめていかなければいけない問題もありまして、これは連合の会議の時にはついでにさらにその場で重ねて討議をしているわけでございます、そういうものもたくさんございます。そんなことで、これからますます繁忙を極めていく状態ではあります、今の社会においての極めて重要な問題でありますので、心してやっていきたいと思っております。どうか議会の方の運営につきましても、どの辺の枠の中でご討議いただくのが妥当かというようなことについても共々研究をさせていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。（拍手）

6 閉 会

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして、平成13年第2回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。（拍手）

（閉 会）

（午前11時58分）

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成13年 10月 31日

北 信 広 域 連 合 議 会

議 長 山 田 吉 太 郎

署名議員 丸 山 惣 平

署名議員 佐 藤 秀 彦